

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年 1月15日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）
（以下「ファンド」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。
格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(7)【申込期間】

平成22年1月16日から平成23年1月14日まで（継続申込期間）

ただし、申込みの取扱いは販売会社の営業日に限り行われます。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9)【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として取得申込受付日から起算して4営業日目までに申込代金を申込みの販売会

社に支払うものとし、なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、取得申込みの取扱いを行った販売会社（上記「（8）申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとし、ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとし、

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとし、なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとし、

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- ・ フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

2,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF MRF ETF	インデックス型
追加型投信	海外	債券		特殊型
	内外	不動産投信 その他資産() 資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義について>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「国内」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「株式」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
4. 「補足分類」の区分のうち、「インデックス型」とは、目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ ベア型
大型株 中小型株		日本				
債券 一般	年2回	北米	ファンド ・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付 運用型
公債	年4回	欧州				
社債	年6回 (隔月)	アジア				
その他債券 クレジット属性()	年12回 (毎月)	オセアニア				
不動産投信	日々	中南米	ファンド ・ オブ・ ファンズ	なし	その他 ()	ロング・ ショート型? 絶対収益 追求型
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ				
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東) エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分の定義について >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

- 「投資対象資産」の区分のうち、「株式 一般」とは、目論見書または投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
- 「決算頻度」の区分のうち、「年2回」とは、目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 「投資対象地域」の区分のうち、「日本」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「対象インデックス」の区分のうち、「TOPIX」とは、対象インデックスをTOPIXとするものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

ファンドの特色

- 東証一部上場の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）に連動した投資成果を目指すインデックス・ファンドです。

TOPIX（東証株価指数）の指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下（株）東京証券取引所と申します。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。

（株）東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

（株）東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

（株）東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また（株）東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

当ファンドは、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、当ファンドの基準価額とTOPIXの指数値が著しく乖離することがあります。

当ファンドは、（株）東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。

（株）東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。

（株）東京証券取引所は、委託会社または当ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

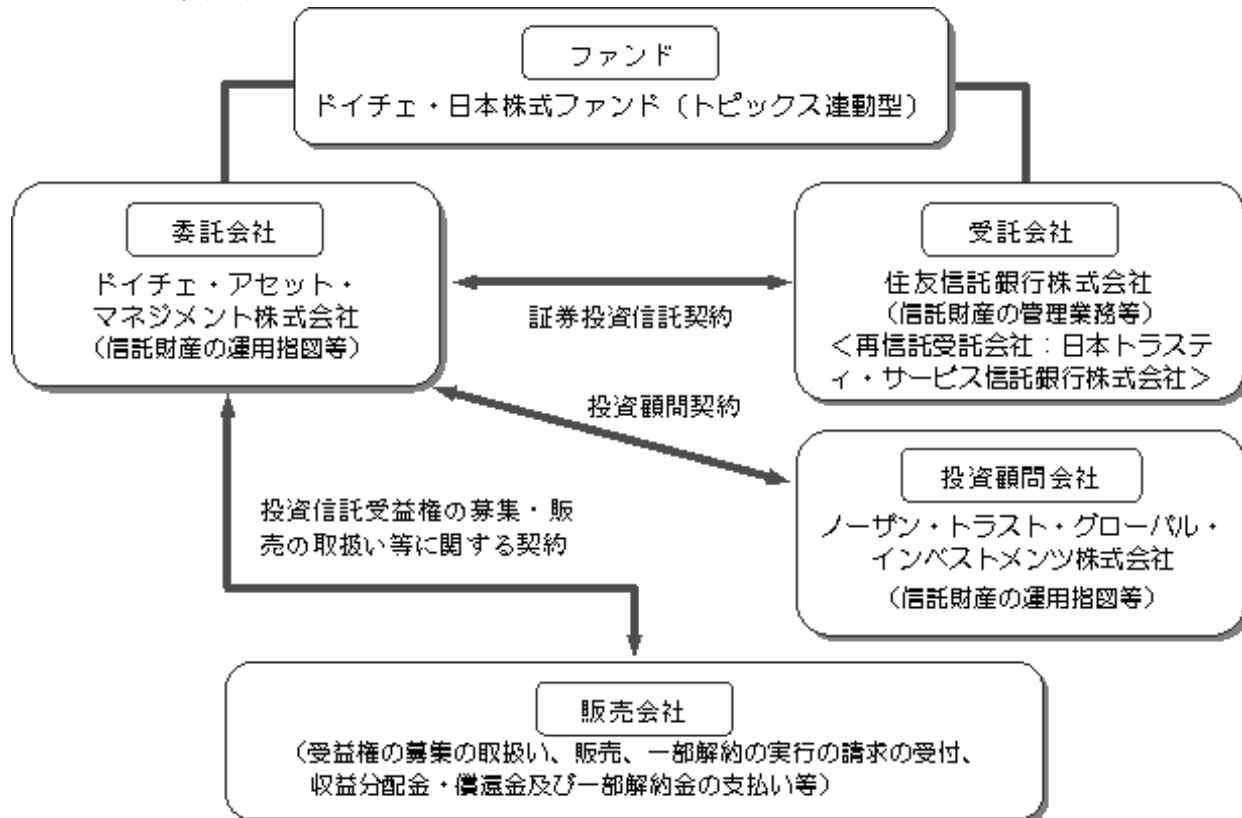
以上に限らず、(株)東京証券取引所は当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

2. 運用にあたっては、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社に運用指図の権限を委託します。

市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

(a) ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

(b) 住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

(c) 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

(d) ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社（「投資顧問会社」）

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの信託財産の運用指図等を行います。

なお、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社の概況

(a) 資本金の額(2009年11月末日現在)

3,078百万円

(b) 沿革

1985年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立

1987年 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得

- 1990年 ドイツ銀投資顧問(株)と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジ
メント(株)に社名を変更
- 1995年 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得
- 1996年 ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
- 1999年 バンカース・トラスト投信投資顧問(株)と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント
(株)に社名を変更
- 2002年 チューリッヒ・スカダー投資顧問(株)と合併
- 2005年 ドイチェ・アセット・マネジメント(株)とドイチェ信託銀行(株)の資産運用サービ
ス業務を統合
資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント(株)に一本化

(c) 大株主の状況(2009年11月末日現在)

名称： ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド

住所： シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10

所有株式： 61,560株

所有比率： 100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

(a) 投資対象

東証一部上場の株式を主要投資対象とします。

(b) 投資態度

- 1) 主に、東証一部上場の株式に積極的に分散投資を行うことによって、長期的な収益の向上を目指します。
- 2) T O P I X（東証株価指数）に連動した投資成果を目指します。
- 3) 実質的な株式の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
- 4) 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 5) ただし、市況動向や資金動向などによっては、上記の運用ができない場合があります。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れ及び資金の借入れを行うことがあります。

(2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記7. までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15. の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1. の証券または証書及び上記8. 並びに上記13. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記5. までの証券及び上記8. 並びに上記13. の証券または証書のうち上記2. から上記5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9. の証券及び上記10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で上記5．の権利の性質を有するもの

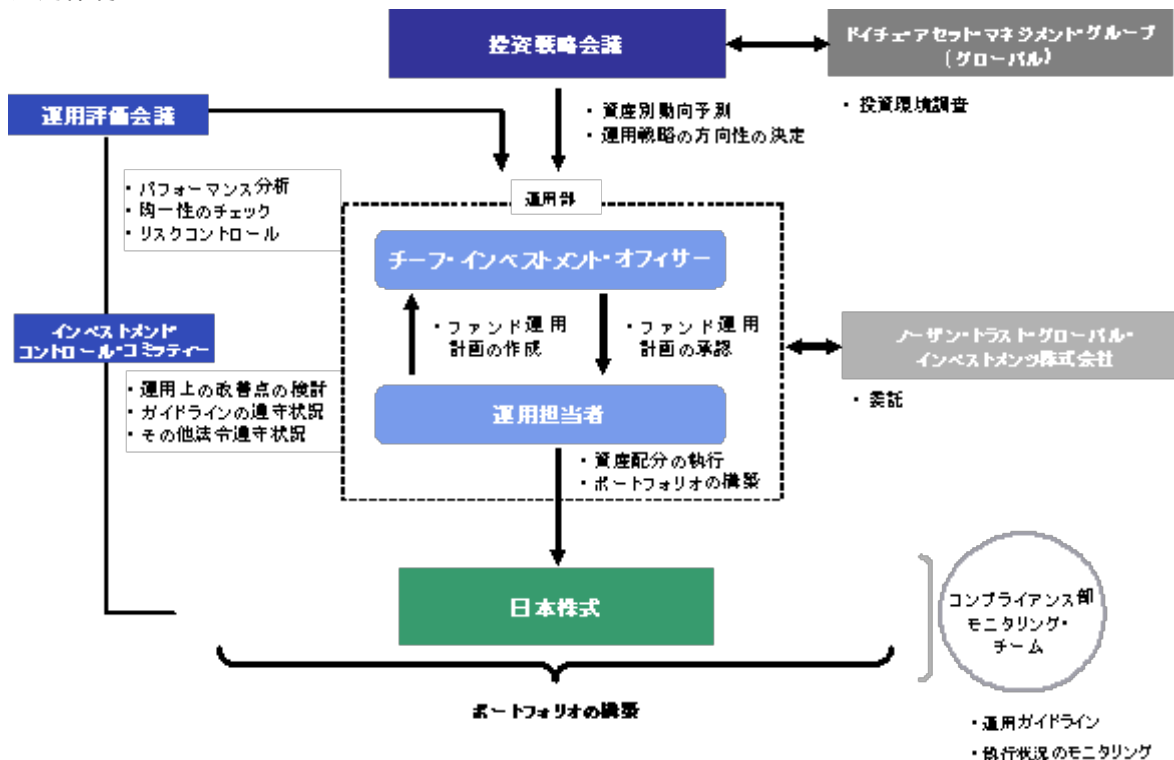
委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 運用体制 >

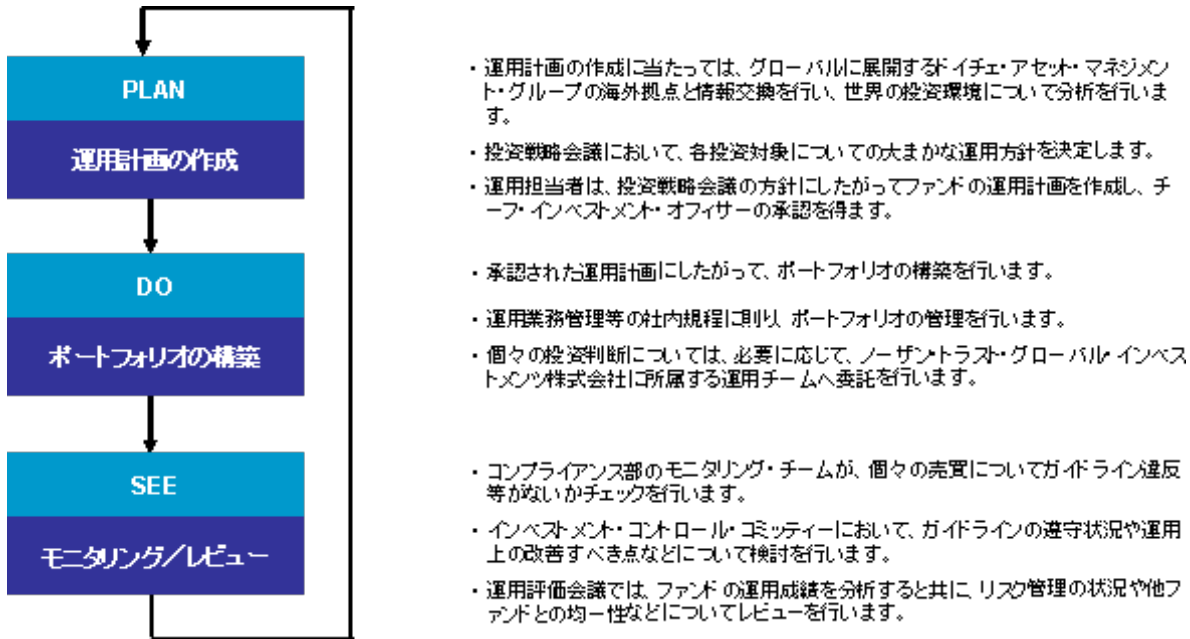


委託会社は、当ファンドの運用指図に関する権限をノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社（所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、インベストメント・コントロール・コミッティー、運用評価会議の3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問などを通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

< 運用の流れ >



< 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

< 委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況含む。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点などが判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年2回の毎決算時（毎年4月、10月の各15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

(5)【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

a. 株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

c. 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

d. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

e. 信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

f. 公社債の空売りの指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

g. 公社債の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

h. 先物取引等の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

い. スワップ取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

う. 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

え. 有価証券の貸付の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

お. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

か. 外国為替予約の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

上記の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

n. 資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

上記の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

上記の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法令で定める投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、株式などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属することとなります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります（価格がゼロになることもあります。）。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

ベンチマークからの乖離リスク

当ファンドは、TOPIXに連動した投資成果を目指して運用を行います。主に資金の流出入と、実際に株式を売買する間の時間の差、株式売買委託手数料や信託報酬等の負担によって、基準価額がベンチマークから乖離することがあります。このため、TOPIXが下落した場合には、基準価額がTOPIXよりも大きく下落し、より大きな損失を被ることがあります。

ファンドの資金流出入に伴うリスク

当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

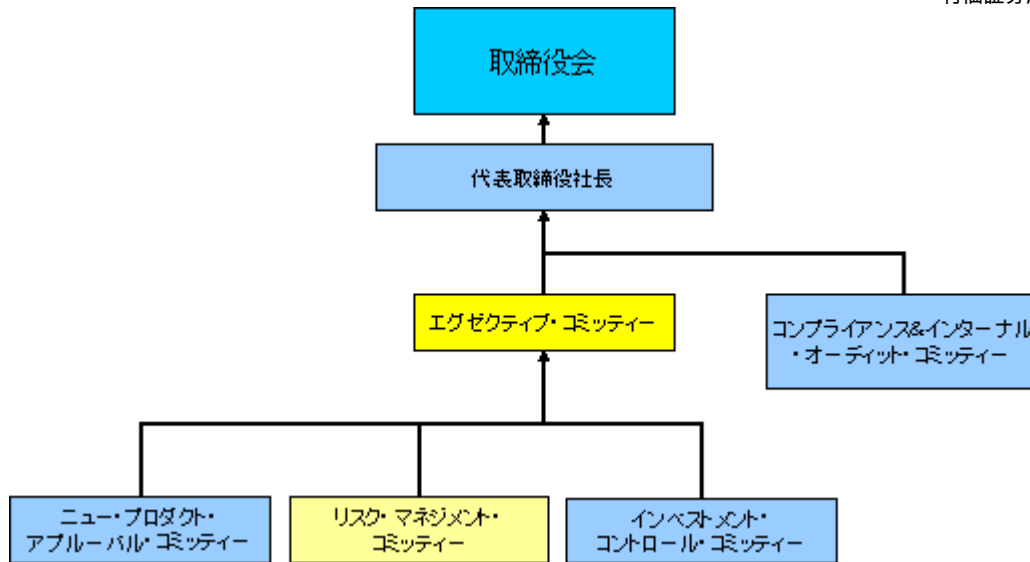
その他の留意点

- ・当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・当ファンドの資産規模によっては、運用の基本方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ・委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取り消すことができます。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

リスク管理体制について



各コミッティー等の概要

エグゼクティブ・コミッティー

- ・業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については、代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。
- ・毎月開催

リスク・マネジメント・コミッティー

- ・リスク管理（主として自己勘定及び委託会社全体に係るリスク）及び内部統制に係る事項について決議する機関です。
- ・毎月開催

インベストメント・コントロール・コミッティー

- ・顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、意思決定を行う決議機関です。
- ・毎月開催

ニュー・プロダクト・アプルーバル・コミッティー

- ・新商品の導入にあたり、付随する諸問題等を導入前に検討し、導入の承認を決議するとともに、既存商品の変更についても、同様に検討し、当該変更の承認を決議する機関です。
- ・随時開催

コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー

- ・法務、コンプライアンス及び監査に係る諸問題等（役職員の表彰・懲戒に係る事項を含む。）を把握し、必要な意思決定を行う決議機関です。
- ・3ヵ月毎に開催

コンプライアンス部

- ・法令及び諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・違反等の是正・改善及び未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部モニタリング・チームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・運用ガイドラインのモニター
 - ・取引の妥当性のチェック
 - ・利益相反取引のチェック

監査部

- ・ 監査部は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理態勢、リスク管理態勢の適切性、有効性の検証を行います。

(注)投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.7875%（税抜0.75%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.3570% （税抜0.34%）	0.3570% （税抜0.34%）	0.0735% （税抜0.07%）	0.7875% （税抜0.75%）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

上記の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの運用の指図を行うノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社に対する投資顧問報酬は、上記に基づいて委託会社が受ける報酬から毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年率0.17%以内を乗じて得た金額とします。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁

を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記 において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。

なお、有価証券届出書提出日現在、上記 により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た金額とします。

信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用及び先物取引・オプション取引に要する費用等についても信託財産が負担するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成21年11月末日現在施行されている税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による申告分離課税が適用されます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）²の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。なお、原則として益金不算入制度の適用が可能です。

1 税率は平成24年1月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

2 税率は平成24年1月1日から15%（所得税のみ）となる予定です。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年11月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,385,112,677	96.88
新株予約権証券	日本	69,000	0.00
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	76,697,697	3.12
合計(純資産総額)	-	2,461,879,374	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

< 評価額(上位30銘柄) >

(平成21年11月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	29,500	3,618.38 3,440.00	106,742,255 101,480,000	4.12
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	132,700	485.02 482.00	64,363,279 63,961,400	2.60
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	18,500	2,810.00 2,700.00	51,985,000 49,950,000	2.03
日本	株式	キヤノン	電気機器	13,200	3,517.40 3,330.00	46,429,720 43,956,000	1.79
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	9,100	3,850.00 3,750.00	35,035,000 34,125,000	1.39
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	11,700	3,250.00 2,850.00	38,025,000 33,345,000	1.35
日本	株式	三菱商事	卸売業	16,900	1,990.62 1,950.00	33,641,559 32,955,000	1.34
日本	株式	東京電力	電気・ガス業	13,600	2,240.00 2,330.00	30,464,000 31,688,000	1.29
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	8,300	3,716.18 3,600.00	30,844,298 29,880,000	1.21
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	183,000	174.40 162.00	31,915,928 29,646,000	1.20
日本	株式	ソニー	電気機器	11,600	2,600.00 2,325.00	30,160,000 26,970,000	1.10
日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	42,500	638.90 622.00	27,153,410 26,435,000	1.07
日本	株式	任天堂	その他製品	1,200	23,326.67 21,210.00	27,992,010 25,452,000	1.03
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	191	134,900.00 131,000.00	25,765,900 25,021,000	1.02
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	4,000	6,020.00 6,100.00	24,080,000 24,400,000	0.99
日本	株式	パナソニック	電気機器	21,200	1,267.00 1,111.00	26,860,400 23,553,200	0.96
日本	株式	東芝	電気機器	48,000	511.39 458.00	24,547,077 21,984,000	0.89
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	8,700	2,435.00 2,485.00	21,184,500 21,619,500	0.88
日本	株式	三井物産	卸売業	18,600	1,258.00 1,144.00	23,398,800 21,278,400	0.86
日本	株式	三菱地所	不動産業	15,000	1,443.00 1,345.00	21,645,000 20,175,000	0.82

日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	62,000	364.14 321.00	22,577,282 19,902,000	0.81
日本	株式	関西電力	電気・ガス業	9,000	2,010.00 2,150.00	18,090,000 19,350,000	0.79
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	9,200	2,090.35 2,070.00	19,231,264 19,044,000	0.77
日本	株式	信越化学工業	化学	3,700	5,390.00 4,690.00	19,943,000 17,353,000	0.70
日本	株式	小松製作所	機械	10,100	1,780.00 1,698.00	17,978,000 17,149,800	0.70
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	8,800	2,161.45 1,933.00	19,020,767 17,010,400	0.69
日本	株式	KDDI	情報・通信業	35	489,720.02 467,000.00	17,140,201 16,345,000	0.66
日本	株式	日産自動車	輸送用機器	26,100	677.00 626.00	17,669,700 16,338,600	0.66
日本	株式	中部電力	電気・ガス業	7,300	2,070.00 2,210.00	15,111,000 16,133,000	0.66
日本	株式	ファナック	電気機器	2,200	7,737.87 7,140.00	17,023,322 15,708,000	0.64

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

< 種類別及び業種別投資比率 >

(平成21年11月30日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
----	-------	----	---------

株式	国内	水産・農林業	0.10
		鉱業	0.37
		建設業	1.91
		食料品	3.44
		繊維製品	0.81
		パルプ・紙	0.38
		化学	5.72
		医薬品	4.34
		石油・石炭製品	0.61
		ゴム製品	0.54
		ガラス・土石製品	1.14
		鉄鋼	2.42
		非鉄金属	1.21
		金属製品	0.64
		機械	4.27
		電気機器	13.26
		輸送用機器	9.70
		精密機器	1.52
		その他製品	2.12
		電気・ガス業	5.38
		陸運業	4.10
		海運業	0.44
		空運業	0.39
		倉庫・運輸関連業	0.28
		情報・通信業	5.55
		卸売業	4.75
		小売業	3.52
		銀行業	9.32
		証券、商品先物取引業	1.87
		保険業	2.20
その他金融業	0.67		
不動産業	2.27		
サービス業	1.65		
	小計	96.88	
新株予約権証券	国内	非鉄金属	0.00
		小計	0.00
合計			96.88

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第3期 (平成12年4月17日)	1,290	1,295	1.3099	1.3149
第4期 (平成12年10月16日)	2,897	2,897	1.2266	1.2266
第5期 (平成13年4月16日)	4,738	4,738	1.0955	1.0955
第6期 (平成13年10月15日)	6,049	6,049	0.9073	0.9073
第7期 (平成14年4月15日)	6,613	6,613	0.9044	0.9044
第8期 (平成14年10月15日)	6,121	6,121	0.7444	0.7444
第9期 (平成15年4月15日)	5,665	5,665	0.6682	0.6682
第10期 (平成15年10月15日)	8,592	8,592	0.9150	0.9150
第11期 (平成16年4月15日)	8,287	8,287	1.0135	1.0135
第12期 (平成16年10月15日)	7,672	7,672	0.9372	0.9372
第13期 (平成17年4月15日)	7,492	7,492	0.9758	0.9758
第14期 (平成17年10月17日)	7,644	7,644	1.1872	1.1872
第15期 (平成18年4月17日)	23,653	23,734	1.4648	1.4698
第16期 (平成18年10月16日)	14,543	14,595	1.4036	1.4086
第17期 (平成19年4月16日)	9,353	9,384	1.4745	1.4795
第18期 (平成19年10月15日)	5,239	5,258	1.4192	1.4242
第19期 (平成20年4月15日)	3,812	3,830	1.0792	1.0842
第20期 (平成20年10月15日)	2,830	2,830	0.8259	0.8259
第21期 (平成21年4月15日)	2,509	2,509	0.7283	0.7283
第22期 (平成21年10月15日)	2,695	2,695	0.7920	0.7920
平成20年11月末日	2,488	-	0.7210	-
平成20年12月末日	2,564	-	0.7425	-
平成21年1月末日	2,367	-	0.6853	-
平成21年2月末日	2,255	-	0.6537	-
平成21年3月末日	2,331	-	0.6748	-
平成21年4月末日	2,513	-	0.7304	-
平成21年5月末日	2,678	-	0.7818	-
平成21年6月末日	2,774	-	0.8095	-
平成21年7月末日	2,838	-	0.8278	-
平成21年8月末日	2,869	-	0.8407	-
平成21年9月末日	2,712	-	0.7973	-
平成21年10月末日	2,640	-	0.7833	-
平成21年11月末日	2,461	-	0.7348	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

【分配の推移】

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第3期	平成12年 4月17日	0.0050
第4期	平成12年10月16日	0.0000
第5期	平成13年 4月16日	0.0000
第6期	平成13年10月15日	0.0000
第7期	平成14年 4月15日	0.0000
第8期	平成14年10月15日	0.0000
第9期	平成15年 4月15日	0.0000
第10期	平成15年10月15日	0.0000
第11期	平成16年 4月15日	0.0000
第12期	平成16年10月15日	0.0000
第13期	平成17年 4月15日	0.0000
第14期	平成17年10月17日	0.0000
第15期	平成18年 4月17日	0.0050
第16期	平成18年10月16日	0.0050
第17期	平成19年 4月16日	0.0050
第18期	平成19年10月15日	0.0050
第19期	平成20年 4月15日	0.0050
第20期	平成20年10月15日	0.0000
第21期	平成21年 4月15日	0.0000
第22期	平成21年10月15日	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第3期 (平成11年10月16日～平成12年4月17日)	1.0
第4期 (平成12年4月18日～平成12年10月16日)	6.4
第5期 (平成12年10月17日～平成13年4月16日)	10.7
第6期 (平成13年4月17日～平成13年10月15日)	17.2
第7期 (平成13年10月16日～平成14年4月15日)	0.3
第8期 (平成14年4月16日～平成14年10月15日)	17.7
第9期 (平成14年10月16日～平成15年4月15日)	10.2
第10期 (平成15年4月16日～平成15年10月15日)	36.9
第11期 (平成15年10月16日～平成16年4月15日)	10.8
第12期 (平成16年4月16日～平成16年10月15日)	7.5
第13期 (平成16年10月16日～平成17年4月15日)	4.1
第14期 (平成17年4月16日～平成17年10月17日)	21.7
第15期 (平成17年10月18日～平成18年4月17日)	23.8
第16期 (平成18年4月18日～平成18年10月16日)	3.8
第17期 (平成18年10月17日～平成19年4月16日)	5.4
第18期 (平成19年4月17日～平成19年10月15日)	3.4
第19期 (平成19年10月16日～平成20年4月15日)	23.6
第20期 (平成20年4月16日～平成20年10月15日)	23.5
第21期 (平成20年10月16日～平成21年4月15日)	11.8
第22期 (平成21年4月16日～平成21年10月15日)	8.7

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として取得申込受付日から起算して4営業日目までに申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

(2) 換金(解約)手続等

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時(半日営業日は午前11時)までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%を乗じて得た額)を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して4営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

(注)上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

7【管理及び運営の概要】

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

< 基準価額の計算方法等について >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：日インデ）

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2) 保管

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、保管に関する該当事項はありません。

(3) 信託期間

信託契約締結日（平成10年11月30日）から無期限とします。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年4月16日から10月15日まで及び10月16日から翌年4月15日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

信託の終了

(イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または運用体制の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとき

は、上記(イ)の信託契約の解約をしません。

- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ) 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記（二）に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

関係法人との契約の更改等

- (イ) 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

- (ロ) 投資顧問契約

3ヵ月以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- (イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡

することがあります。

- (ロ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- (イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

- (ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して4営業日目から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要（5）その他」の「 信託の終了」または「 信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續きに関する事項は、前記「1 資産管理等の概要（5）その他」の「 信託の終了（口）」または「 信託約款の変更（口）」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2【財務ハイライト情報】

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- (2) 当財務諸表は、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、当該有価証券届出書に記載されている財務諸表に添付されております。

ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）**(1)【貸借対照表】**

（単位：円）

	第21期計算期間 （平成21年4月15日現在）	第22期計算期間 （平成21年10月15日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	83,741,944	76,412,754
株式	2,401,948,494	2,612,399,291
新株予約権証券	-	87,000
派生商品評価勘定	12,531,825	-
未収入金	154,058	2,709,000
未収配当金	27,194,231	18,352,241
未収利息	137	146
前払金	-	3,637,000
差入委託証拠金	8,100,000	2,970,000
流動資産合計	2,533,670,689	2,716,567,432
資産合計	2,533,670,689	2,716,567,432
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	139,725	2,526,175
前受金	13,431,000	-
未払金	-	5,298,222
未払解約金	-	765,170
未払受託者報酬	888,653	1,000,085
未払委託者報酬	8,632,586	9,715,063
その他未払費用	1,208,994	1,360,597
流動負債合計	24,300,958	20,665,312
負債合計	24,300,958	20,665,312
純資産の部		
元本等		
元本	3,445,447,906	3,403,882,180
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	936,078,175	707,980,060
（分配準備積立金）	585,232,818	584,223,478
元本等合計	2,509,369,731	2,695,902,120
純資産合計	2,509,369,731	2,695,902,120
負債純資産合計	2,533,670,689	2,716,567,432

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期計算期間 (自平成20年10月16日 至平成21年4月15日)	第22期計算期間 (自平成21年4月16日 至平成21年10月15日)
営業収益		
受取配当金	28,960,736	17,633,467
受取利息	59,746	26,336
有価証券売買等損益	336,257,170	204,202,118
派生商品取引等損益	16,126,780	9,869,825
その他収益	46,950	41,910
営業収益合計	323,316,518	231,773,656
営業費用		
受託者報酬	888,653	1,000,085
委託者報酬	8,632,586	9,715,063
その他費用	1,208,994	1,360,597
営業費用合計	10,730,233	12,075,745
営業利益又は営業損失()	334,046,751	219,697,911
経常利益又は経常損失()	334,046,751	219,697,911
当期純利益又は当期純損失()	334,046,751	219,697,911
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	9,392,744	7,033,513
期首剰余金又は期首欠損金()	596,504,373	936,078,175
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,372,557	29,106,666
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,372,557	29,106,666
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,292,352	13,672,949
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,292,352	13,672,949
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	936,078,175	707,980,060

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第21期計算期間 (自平成20年10月16日 至平成21年4月15日)	第22期計算期間 (自平成21年4月16日 至平成21年10月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p>	<p>株式、新株予約権証券につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p>

<p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法</p>	<p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p> <p>先物取引 先物取引については、個別法に基づき、取引所の発表する計算日の清算値段又は最終相場を用いております。</p>	<p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p> <p>先物取引 同左</p>
-----------------------------	---	---

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者集会について

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

3. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

4. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

5. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

7. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - （1）資産の評価
 - （2）保管
 - （3）信託期間
 - （4）計算期間
 - （5）その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - （1）貸借対照表
 - （2）損益及び剰余金計算書
 - （3）注記表
 - （4）附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成10年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成12年12月1日 ファンド名称の変更（「BT日本株式ファンド（トピックス連動型）」より「ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）」へ変更）

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として取得申込受付日から起算して4営業日目までに申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して4営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法等について >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：日インデ）

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（平成10年11月30日）から無期限とします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年4月16日から10月15日まで及び10月16日から翌年4月15日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

(イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または運用体制の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとき

は、上記(イ)の信託契約の解約をしません。

- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ) 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記（二）に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

関係法人との契約の更改等

- (イ) 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

- (ロ) 投資顧問契約

3ヵ月以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- (イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡

することがあります。

- (ロ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- (イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

- (ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して4営業日目から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要（5）その他」の「信託の終了」または「信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、前記「1 資産管理等の概要（5）その他」の「信託の終了（ロ）」または「信託約

款の変更（ロ）」に規定する公告または書面に付記します。

(5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第21期計算期間（平成20年10月16日から平成21年4月15日まで）及び第22期計算期間（平成21年4月16日から平成21年10月15日まで）について、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間（平成20年10月16日から平成21年4月15日まで）及び第22期計算期間（平成21年4月16日から平成21年10月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期計算期間 (平成21年4月15日現在)	第22期計算期間 (平成21年10月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	83,741,944	76,412,754
株式	2,401,948,494	2,612,399,291
新株予約権証券	-	87,000
派生商品評価勘定	12,531,825	-
未収入金	154,058	2,709,000
未収配当金	27,194,231	18,352,241
未収利息	137	146
前払金	-	3,637,000
差入委託証拠金	8,100,000	2,970,000
流動資産合計	2,533,670,689	2,716,567,432
資産合計		
	2,533,670,689	2,716,567,432
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	139,725	2,526,175
前受金	13,431,000	-
未払金	-	5,298,222
未払解約金	-	765,170
未払受託者報酬	888,653	1,000,085
未払委託者報酬	8,632,586	9,715,063
その他未払費用	1,208,994	1,360,597
流動負債合計	24,300,958	20,665,312
負債合計		
	24,300,958	20,665,312
純資産の部		
元本等		
元本	3,445,447,906	3,403,882,180
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	936,078,175	707,980,060
（分配準備積立金）	585,232,818	584,223,478
元本等合計	2,509,369,731	2,695,902,120
純資産合計		
	2,509,369,731	2,695,902,120
負債純資産合計		
	2,533,670,689	2,716,567,432

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期計算期間 (自平成20年10月16日 至平成21年4月15日)	第22期計算期間 (自平成21年4月16日 至平成21年10月15日)
営業収益		
受取配当金	28,960,736	17,633,467
受取利息	59,746	26,336
有価証券売買等損益	336,257,170	204,202,118
派生商品取引等損益	16,126,780	9,869,825
その他収益	46,950	41,910
営業収益合計	323,316,518	231,773,656
営業費用		
受託者報酬	888,653	1,000,085
委託者報酬	8,632,586	9,715,063
その他費用	1,208,994	1,360,597
営業費用合計	10,730,233	12,075,745
営業利益又は営業損失()	334,046,751	219,697,911
経常利益又は経常損失()	334,046,751	219,697,911
当期純利益又は当期純損失()	334,046,751	219,697,911
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	9,392,744	7,033,513
期首剰余金又は期首欠損金()	596,504,373	936,078,175
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,372,557	29,106,666
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,372,557	29,106,666
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,292,352	13,672,949
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,292,352	13,672,949
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	936,078,175	707,980,060

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第21期計算期間 (自 平成20年10月16日 至 平成21年 4月15日)	第22期計算期間 (自 平成21年 4月16日 至 平成21年10月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によるのが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式、新株予約権証券につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 先物取引については、個別法に基づき、取引所の発表する計算日の清算値段又は最終相場を用いております。</p>	<p>先物取引 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21期計算期間 (平成21年4月15日現在)	第22期計算期間 (平成21年10月15日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	3,445,447,906口	3,403,882,180口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は936,078,175円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は707,980,060円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7283円 (7,283円)	0.7920円 (7,920円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21期計算期間 (自 平成20年10月16日 至 平成21年 4月15日)	第22期計算期間 (自 平成21年 4月16日 至 平成21年10月15日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産に対して年率0.17%以内の額	同左

2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(18,221,932円)、収益調整金(1,515,057,595円)、分配準備積立金(567,010,886円)より分配対象収益は2,100,290,413円(1万口当たり6,095円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(16,762,440円)、収益調整金(1,507,682,044円)、分配準備積立金(567,461,038円)より分配対象収益は2,091,905,522円(1万口当たり6,145円)であります。今期は分配を行っておりません。
-------------	---	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第21期計算期間(平成21年4月15日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	2,401,948,494	355,157,005
合計	2,401,948,494	355,157,005

第22期計算期間(平成21年10月15日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	2,612,399,291	193,668,353
新株予約権証券	87,000	87,000
合計	2,612,486,291	193,755,353

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	第21期計算期間 (自平成20年10月16日 至平成21年4月15日)	第22期計算期間 (自平成21年4月16日 至平成21年10月15日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、有価証券の価格変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、有価証券の価格変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引に係る主要なリスクは、価格変動リスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が運用部門担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

区分	種類	第21期計算期間(平成21年4月15日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年 超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	87,849,000	-	100,260,000	12,411,000
	合計	87,849,000	-	100,260,000	12,411,000

区分	種類	第22期計算期間(平成21年10月15日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年 超(円)	時価(円)	評価損益(円)

市場取引	株価指数先物取引 買建	84,097,000	-	81,585,000	2,512,000
	合計	84,097,000	-	81,585,000	2,512,000

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 先物取引の評価においては、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第21期計算期間 (平成21年4月15日現在)	第22期計算期間 (平成21年10月15日現在)
元本の推移		
期首元本額	3,426,514,455円	3,445,447,906円
期中追加設定元本額	99,651,925円	65,088,889円
期中一部解約元本額	80,718,474円	106,654,615円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

銘柄	株数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
極洋	1,000	187	187,000	
日本水産	2,700	275	742,500	
マルハニチロホールディングス	5,000	140	700,000	
サカタのタネ	500	1,381	690,500	
ホクト	200	2,080	416,000	
住石ホールディングス	500	104	52,000	
日鉄鉱業	1,000	520	520,000	
国際石油開発帝石	11	787,000	8,657,000	
石油資源開発	300	4,760	1,428,000	
ショーボンドホールディングス	300	1,632	489,600	
間組	400	88	35,200	
東急建設	1,330	255	339,150	
コムシスホールディングス	1,000	947	947,000	
ミサワホーム	500	339	169,500	
高松コンストラクショングループ	300	1,374	412,200	
東建コーポレーション	100	2,905	290,500	
ヤマウラ	1,500	187	280,500	
大成建設	12,000	177	2,124,000	
大林組	7,000	368	2,576,000	
清水建設	8,000	357	2,856,000	
飛鳥建設	6,000	29	174,000	
長谷工コーポレーション	11,500	79	908,500	
鹿島建設	11,000	224	2,464,000	
不動テトラ	2,700	64	172,800	
安藤建設	1,000	123	123,000	
西松建設	3,000	134	402,000	
三井住友建設	2,000	79	158,000	
前田建設工業	2,000	267	534,000	
奥村組	3,000	326	978,000	
戸田建設	3,000	303	909,000	
熊谷組	3,000	63	189,000	
三井ホーム	1,000	492	492,000	
大東建託	1,100	3,730	4,103,000	
新日本建設	200	161	32,200	
前田道路	1,000	744	744,000	
日本道路	1,000	192	192,000	
東亜建設工業	2,000	101	202,000	
若築建設	1,000	51	51,000	
東洋建設	6,000	50	300,000	
五洋建設	4,000	113	452,000	
住友林業	2,000	679	1,358,000	
巴コーポレーション	200	229	45,800	
パナホーム	1,000	523	523,000	
大和ハウス工業	6,000	931	5,586,000	
積水ハウス	7,000	775	5,425,000	

ユアテック	1,000	562	562,000
中電工	400	1,424	569,600
関電工	1,000	578	578,000
きんでん	1,000	737	737,000
トーエネック	1,000	545	545,000
協和エクシオ	1,000	847	847,000
九電工	1,000	554	554,000
三機工業	1,000	703	703,000
日揮	3,000	1,910	5,730,000
中外炉工業	2,000	271	542,000
高砂熱学工業	1,000	768	768,000
N E C ネットエスアイ	400	1,148	459,200
大気社	400	1,172	468,800
ダイダン	1,000	480	480,000
東洋エンジニアリング	2,000	324	648,000
千代田化工建設	2,000	764	1,528,000
新興プランテック	400	906	362,400
日本製粉	2,000	479	958,000
日清製粉グループ本社	2,000	1,258	2,516,000
昭和産業	2,000	305	610,000
ユニ・チャーム ペットケア	100	3,170	317,000
日本甜菜製糖	1,000	229	229,000
三井製糖	2,000	326	652,000
森永製菓	4,000	192	768,000
江崎グリコ	1,000	971	971,000
山崎製パン	2,000	1,213	2,426,000
森永乳業	3,000	410	1,230,000
ヤクルト本社	1,300	2,255	2,931,500
明治ホールディングス	700	3,740	2,618,000
雪印メグミルク	500	1,578	789,000
日本ハム	2,000	1,118	2,236,000
伊藤ハム	2,000	343	686,000
丸大食品	1,000	297	297,000
米久	500	895	447,500
サッポロホールディングス	3,000	436	1,308,000
アサヒビール	4,600	1,652	7,599,200
キリンホールディングス	10,000	1,380	13,800,000
宝ホールディングス	2,000	571	1,142,000
オエノンホールディングス	1,000	195	195,000
メルシャン	2,000	210	420,000
三国コカ・コーラボトリング	600	761	456,600
コカ・コーラウエスト	800	1,751	1,400,800
コカ・コーラ セントラル ジャパン	400	1,182	472,800
ダイトードリンコ	200	2,870	574,000
伊藤園	800	1,574	1,259,200
日清オイリオグループ	1,000	469	469,000
不二製油	800	1,304	1,043,200
J - オイルミルズ	2,000	307	614,000
キッコーマン	2,000	1,046	2,092,000
味の素	7,000	867	6,069,000
キューピー	1,500	1,048	1,572,000
ハウス食品	1,100	1,428	1,570,800
カゴメ	1,000	1,721	1,721,000
アリアケジャパン	300	1,411	423,300
ニチレイ	3,000	348	1,044,000
東洋水産	1,000	2,395	2,395,000
日清食品ホールディングス	900	3,410	3,069,000
日本たばこ産業	56	272,800	15,276,800
なとり	500	803	401,500
片倉工業	600	1,075	645,000
ゲンゼ	2,000	380	760,000
東洋紡績	11,000	148	1,628,000
ユニチカ	8,000	74	592,000
富士紡ホールディングス	1,000	139	139,000
日清紡ホールディングス	2,000	902	1,804,000
倉敷紡績	3,000	167	501,000
シキボウ	1,000	199	199,000
日本毛織	1,000	627	627,000
ダイドーリミテッド	500	680	340,000
帝人	10,000	284	2,840,000
東レ	16,000	538	8,608,000

三菱レイヨン	5,000	324	1,620,000
アツギ	1,000	121	121,000
セーレン	1,000	593	593,000
ワコールホールディングス	1,000	1,111	1,111,000
ホギメディカル	100	4,540	454,000
サンエー・インターナショナル	100	1,089	108,900
レナウン	700	182	127,400
三陽商会	1,000	297	297,000
オンワードホールディングス	1,000	572	572,000
東京スタイル	1,000	779	779,000
特種東海ホールディングス	2,000	231	462,000
王子製紙	10,000	417	4,170,000
三菱製紙	5,000	125	625,000
北越紀州製紙	2,000	487	974,000
大王製紙	1,000	814	814,000
日本製紙グループ本社	1,139	2,630	2,995,570
レンゴー	2,000	539	1,078,000
ザ・バック	100	1,358	135,800
クラレ	3,500	967	3,384,500
旭化成	14,000	445	6,230,000
コープケミカル	1,000	166	166,000
昭和電工	12,000	176	2,112,000
住友化学	17,000	376	6,392,000
日本化成	1,000	200	200,000
住友精化	1,000	364	364,000
日産化学工業	2,000	1,277	2,554,000
ラサ工業	1,000	112	112,000
クレハ	2,000	516	1,032,000
石原産業	5,000	79	395,000
日本曹達	2,000	383	766,000
東ソー	6,000	222	1,332,000
トクヤマ	3,000	616	1,848,000
セントラル硝子	3,000	400	1,200,000
東亜合成	3,000	298	894,000
関東電化工業	1,000	714	714,000
電気化学工業	5,000	376	1,880,000
信越化学工業	3,900	5,390	21,021,000
堺化学工業	1,000	380	380,000
エア・ウォーター	2,000	1,101	2,202,000
大陽日酸	4,000	1,079	4,316,000
日本化学工業	1,000	221	221,000
日本パーカライジング	1,000	1,033	1,033,000
四国化成工業	1,000	561	561,000
戸田工業	1,000	801	801,000
ステラ ケミファ	100	5,020	502,000
日本触媒	2,000	787	1,574,000
大日精化工業	1,000	293	293,000
カネカ	3,000	628	1,884,000
三菱瓦斯化学	4,000	432	1,728,000
三井化学	7,000	319	2,233,000
J S R	2,100	1,901	3,992,100
東京応化工業	600	2,015	1,209,000
三菱ケミカルホールディングス	13,000	356	4,628,000
ダイセル化学工業	3,000	563	1,689,000
住友ベークライト	2,000	459	918,000
積水化学工業	5,000	488	2,440,000
日本ゼオン	2,000	401	802,000
アイカ工業	1,000	869	869,000
宇部興産	10,000	230	2,300,000
日立化成工業	1,100	1,908	2,098,800
大倉工業	1,000	277	277,000
日本化薬	2,000	845	1,690,000
A D E K A	1,300	855	1,111,500
日油	3,000	453	1,359,000
花王	6,000	2,210	13,260,000
三洋化成工業	1,000	497	497,000
日本ペイント	3,000	453	1,359,000
関西ペイント	3,000	728	2,184,000
中国塗料	1,000	599	599,000
太陽インキ製造	300	2,245	673,500
D I C	9,000	123	1,107,000

東洋インキ製造	3,000	330	990,000
富士フイルムホールディングス	5,700	2,545	14,506,500
資生堂	4,000	1,538	6,152,000
ライオン	3,000	456	1,368,000
高砂香料工業	1,000	469	469,000
マンダム	300	2,295	688,500
ミルボン	100	2,190	219,000
ファンケル	600	1,515	909,000
コーセー	500	2,020	1,010,000
ドクターシーラボ	1	190,900	190,900
長谷川香料	400	1,385	554,000
小林製薬	400	3,900	1,560,000
荒川化学工業	100	1,018	101,800
アース製薬	100	2,880	288,000
有沢製作所	500	674	337,000
日東電工	2,000	2,705	5,410,000
きもと	100	925	92,500
藤森工業	100	1,338	133,800
エフピコ	100	4,470	447,000
信越ポリマー	900	593	533,700
ニフコ	600	1,821	1,092,600
ユニ・チャーム	500	8,450	4,225,000
協和発酵キリン	3,000	1,071	3,213,000
武田薬品工業	8,300	3,720	30,876,000
アステラス製薬	5,000	3,700	18,500,000
大日本住友製薬	1,900	975	1,852,500
塩野義製薬	3,000	2,075	6,225,000
田辺三菱製薬	2,000	1,222	2,444,000
日本新薬	1,000	1,189	1,189,000
中外製薬	2,400	1,792	4,300,800
科研製薬	1,000	822	822,000
エーザイ	3,000	3,360	10,080,000
ロート製薬	1,000	1,153	1,153,000
小野薬品工業	1,200	4,410	5,292,000
久光製薬	700	3,290	2,303,000
持田製薬	1,000	896	896,000
大正製薬	2,000	1,705	3,410,000
参天製薬	800	3,060	2,448,000
ツムラ	700	3,240	2,268,000
生化学工業	600	1,208	724,800
鳥居薬品	300	1,724	517,200
東和薬品	100	4,300	430,000
沢井製薬	200	4,970	994,000
第一三共	7,000	1,722	12,054,000
キョーリン	1,000	1,492	1,492,000
新日本石油	16,000	485	7,760,000
昭和シェル石油	2,100	945	1,984,500
コスモ石油	6,000	259	1,554,000
東燃ゼネラル石油	3,000	841	2,523,000
ビービー・カストロール	200	344	68,800
新日鉱ホールディングス	9,500	438	4,161,000
AOCホールディングス	700	642	449,400
出光興産	300	7,000	2,100,000
横浜ゴム	3,000	415	1,245,000
東洋ゴム工業	2,000	186	372,000
ブリヂストン	6,800	1,571	10,682,800
住友ゴム工業	1,800	793	1,427,400
オカモト	1,000	345	345,000
ニッタ	200	1,360	272,000
東海ゴム工業	600	989	593,400
三ツ星ベルト	1,000	337	337,000
日東紡績	3,000	172	516,000
旭硝子	11,000	782	8,602,000
日本板硝子	7,000	306	2,142,000
日本電気硝子	4,000	955	3,820,000
住友大阪セメント	5,000	168	840,000
太平洋セメント	10,000	116	1,160,000
東海カーボン	2,000	455	910,000
日本カーボン	1,000	311	311,000
東洋炭素	100	4,680	468,000
ノリタケカンパニーリミテド	2,000	286	572,000

TOTO	4,000	552	2,208,000
日本碍子	3,000	2,135	6,405,000
日本特殊陶業	2,000	1,045	2,090,000
フジインコーポレーテッド	200	1,510	302,000
ニチアス	1,000	338	338,000
ニチハ	400	557	222,800
新日本製鐵	62,000	365	22,630,000
住友金属工業	41,000	238	9,758,000
神戸製鋼所	32,000	170	5,440,000
日新製鋼	8,000	165	1,320,000
中山製鋼所	2,000	173	346,000
合同製鐵	2,000	207	414,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	6,000	3,370	20,220,000
東京製鐵	1,100	1,209	1,329,900
共英製鋼	200	2,245	449,000
大和工業	500	2,925	1,462,500
大阪製鐵	300	1,554	466,200
淀川製鋼所	2,000	385	770,000
丸一鋼管	600	1,779	1,067,400
大同特殊鋼	3,000	331	993,000
日本金属工業	2,000	181	362,000
日本冶金工業	1,000	497	497,000
山陽特殊製鋼	1,000	332	332,000
愛知製鋼	1,000	403	403,000
日立金属	1,000	992	992,000
大平洋金属	2,000	765	1,530,000
日本電工	1,000	678	678,000
栗本鐵工所	2,000	98	196,000
旭テック	2,000	28	56,000
日本鑄鉄管	2,000	123	246,000
三菱製鋼	2,000	195	390,000
日本精線	1,000	273	273,000
日本軽金属	6,000	86	516,000
三井金属鉱業	7,000	238	1,666,000
東邦亜鉛	1,000	477	477,000
三菱マテリアル	14,000	266	3,724,000
住友金属鉱山	6,000	1,590	9,540,000
DOWAホールディングス	3,000	596	1,788,000
古河機械金属	6,000	121	726,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	200	2,750	550,000
東邦チタニウム	400	1,239	495,600
住友軽金属工業	6,000	83	498,000
古河電気工業	7,000	379	2,653,000
住友電気工業	7,900	1,195	9,440,500
フジクラ	4,000	472	1,888,000
三菱電線工業	2,000	89	178,000
昭和電線ホールディングス	2,000	94	188,000
日立電線	2,000	263	526,000
リョービ	2,000	240	480,000
アサヒホールディングス	400	1,540	616,000
三協・立山ホールディングス	5,000	90	450,000
トーカロ	200	1,600	320,000
アルファC o	300	527	158,100
SUMCO	1,300	2,010	2,613,000
東洋製罐	1,900	1,604	3,047,600
三和ホールディングス	2,000	297	594,000
住生活グループ	3,000	1,459	4,377,000
ノーリツ	500	1,101	550,500
長府製作所	200	1,854	370,800
リンナイ	400	3,920	1,568,000
岡部	300	332	99,600
東プレ	500	788	394,000
高周波熱練	700	679	475,300
東京製鋼	2,000	288	576,000
日本発條	2,000	709	1,418,000
中央発條	1,000	267	267,000
三益半導体工業	200	1,247	249,400
日本製鋼所	3,000	1,083	3,249,000
三浦工業	400	2,600	1,040,000
タクマ	1,000	237	237,000
ツガミ	2,000	189	378,000

オークマ	2,000	434	868,000
東芝機械	1,000	312	312,000
アマダ	4,000	586	2,344,000
アイダエンジニアリング	1,000	275	275,000
牧野フライス製作所	1,000	342	342,000
オーエスジー	1,200	923	1,107,600
森精機製作所	1,000	998	998,000
ディスコ	200	5,950	1,190,000
日東工器	200	1,803	360,600
島精機製作所	300	1,973	591,900
ナブテスコ	1,000	1,047	1,047,000
三井海洋開発	200	1,919	383,800
S M C	700	10,690	7,483,000
新川	200	1,579	315,800
ユニオンツール	200	2,750	550,000
オイレス工業	100	1,546	154,600
サトー	500	1,172	586,000
小松製作所	10,500	1,780	18,690,000
住友重機械工業	6,000	414	2,484,000
日立建機	1,300	2,200	2,860,000
井関農機	3,000	340	1,020,000
T O W A	200	785	157,000
クボタ	11,000	740	8,140,000
東京機械製作所	1,000	148	148,000
新東工業	600	630	378,000
アイチ コーポレーション	700	435	304,500
小森コーポレーション	500	1,083	541,500
住友精密工業	1,000	301	301,000
荏原製作所	5,000	391	1,955,000
西島製作所	100	1,521	152,100
ダイキン工業	2,500	3,240	8,100,000
トーヨーカネツ	1,000	157	157,000
栗田工業	1,300	2,885	3,750,500
椿本チエイン	2,000	401	802,000
木村化工機	200	944	188,800
ダイフク	1,000	586	586,000
タダノ	1,000	446	446,000
シーケーディ	900	814	732,600
平和	600	904	542,400
理想科学工業	100	1,065	106,500
S A N K Y O	700	5,380	3,766,000
日本金銭機械	500	805	402,500
マースエンジニアリング	100	3,000	300,000
キャノンファインテック	400	1,204	481,600
アピリット	100	114	11,400
アマノ	700	771	539,700
J U K I	1,000	100	100,000
サンデン	1,000	256	256,000
シルバー精工	1,000	7	7,000
グローリー	600	2,035	1,221,000
セガサミーホールディングス	2,600	1,232	3,203,200
リケン	2,000	326	652,000
帝国ピストンリング	200	388	77,600
ホシザキ電機	400	1,270	508,000
日本精工	5,000	567	2,835,000
N T N	4,000	374	1,496,000
ジェイテクト	2,200	1,020	2,244,000
不二越	3,000	197	591,000
日本トムソン	1,000	503	503,000
T H K	1,400	1,711	2,395,400
ユーシン精機	100	1,494	149,400
前澤工業	600	188	112,800
日本ビラー工業	1,000	439	439,000
キッツ	1,000	496	496,000
日立工機	600	996	597,600
マキタ	1,500	3,210	4,815,000
日立造船	11,000	113	1,243,000
三菱重工業	40,000	338	13,520,000
I H I	15,000	171	2,565,000
イビデン	1,500	3,400	5,100,000
コニカミノルタホールディングス	6,000	893	5,358,000

ブラザー工業	2,900	1,069	3,100,100
ミネベア	3,000	402	1,206,000
日立製作所	37,000	302	11,174,000
東芝	44,000	511	22,484,000
三菱電機	21,000	740	15,540,000
富士電機ホールディングス	6,000	174	1,044,000
安川電機	2,000	767	1,534,000
シンフォニアテクノロジー	2,000	226	452,000
明電舎	2,000	461	922,000
デンヨー	100	636	63,600
東芝テック	2,000	396	792,000
芝浦メカトロニクス	1,000	291	291,000
マブチモーター	300	4,510	1,353,000
日本電産	1,100	7,310	8,041,000
高岳製作所	1,000	292	292,000
ダイヘン	1,000	318	318,000
JVC・ケンウッド・ホールディングス	10,200	49	499,800
日新電機	1,000	512	512,000
オムロン	2,500	1,553	3,882,500
日東工業	600	875	525,000
I D E C	600	724	434,400
エルピーダメモリ	1,000	1,260	1,260,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	4,000	762	3,048,000
メルコホールディングス	300	1,878	563,400
日本電気	23,000	292	6,716,000
富士通	23,000	594	13,662,000
沖電気工業	9,000	79	711,000
サンケン電気	1,000	301	301,000
NECエレクトロニクス	400	821	328,400
セイコーエプソン	1,700	1,485	2,524,500
ワコム	5	200,400	1,002,000
アルバック	400	2,310	924,000
ナナオ	200	2,110	422,000
日本信号	800	856	684,800
日本無線	2,000	199	398,000
パナソニック	23,800	1,267	30,154,600
シャープ	11,000	1,034	11,374,000
アンリツ	2,000	296	592,000
富士通ゼネラル	1,000	317	317,000
ソニー	11,900	2,600	30,940,000
T D K	1,200	5,370	6,444,000
三洋電機	22,000	203	4,466,000
ミツミ電機	800	2,005	1,604,000
タムラ製作所	1,000	345	345,000
アルプス電気	2,000	529	1,058,000
バイオニア	1,800	244	439,200
日本電波工業	200	1,820	364,000
ローランド ディー . ジー .	100	1,161	116,100
山水電気	10,000	7	70,000
フォスター電機	200	2,290	458,000
S M K	1,000	565	565,000
東光	1,000	133	133,000
ホシデン	700	1,228	859,600
ヒロセ電機	400	9,800	3,920,000
ユニデン	1,000	219	219,000
アルパイン	600	818	490,800
アイコム	100	2,205	220,500
船井電機	200	4,610	922,000
横河電機	2,200	784	1,724,800
新電元工業	1,000	251	251,000
山武	700	2,000	1,400,000
日本光電工業	600	1,379	827,400
堀場製作所	400	2,200	880,000
アドバンテスト	1,500	2,500	3,750,000
エスベック	100	549	54,900
キーエンス	500	18,150	9,075,000
日置電機	100	1,685	168,500
シスメックス	400	3,810	1,524,000
メガチップス	300	1,704	511,200
O B A R A	100	869	86,900
日本電産コパル電子	100	554	55,400

コーセル	400	1,099	439,600
オプテックス	100	1,019	101,900
スタンレー電気	1,500	1,944	2,916,000
ウシオ電機	1,300	1,511	1,964,300
日本デジタル研究所	400	1,166	466,400
図研	300	676	202,800
日本電子	1,000	375	375,000
カシオ計算機	2,200	759	1,669,800
ファナック	2,200	7,740	17,028,000
日本シイエムケイ	500	699	349,500
エンブラス	200	1,772	354,400
ローム	1,100	6,250	6,875,000
浜松ホトニクス	800	2,215	1,772,000
三井ハイテック	400	1,051	420,400
新光電気工業	700	1,546	1,082,200
京セラ	2,000	8,140	16,280,000
太陽誘電	1,000	1,107	1,107,000
村田製作所	2,500	4,210	10,525,000
ユーシン	200	498	99,600
双葉電子工業	500	1,478	739,000
北陸電気工業	1,000	160	160,000
パナソニック電工	4,000	1,163	4,652,000
ニチコン	800	1,096	876,800
日本ケミコン	1,000	391	391,000
K O A	400	774	309,600
小糸製作所	1,000	1,277	1,277,000
ミツバ	1,000	436	436,000
スター精密	500	753	376,500
大日本スクリーン製造	2,000	360	720,000
キャノン電子	200	1,675	335,000
キャノン	13,000	3,520	45,760,000
リコー	7,000	1,261	8,827,000
日本電産サンキョー	1,000	576	576,000
東京エレクトロン	1,600	5,800	9,280,000
トヨタ紡織	800	1,925	1,540,000
ユニプレス	200	1,246	249,200
豊田自動織機	1,900	2,430	4,617,000
デンソー	4,900	2,700	13,230,000
東海理化電機製作所	500	1,741	870,500
三井造船	8,000	234	1,872,000
佐世保重工業	1,000	198	198,000
川崎重工業	18,000	226	4,068,000
日本車輛製造	1,000	577	577,000
日産自動車	28,300	677	19,159,100
いすゞ自動車	12,000	202	2,424,000
トヨタ自動車	28,700	3,620	103,894,000
日野自動車	3,000	376	1,128,000
三菱自動車工業	50,000	144	7,200,000
武蔵精密工業	300	1,713	513,900
トヨタ車体	500	1,645	822,500
日産車体	1,000	792	792,000
関東自動車工業	500	893	446,500
新明和工業	2,000	345	690,000
極東開発工業	100	343	34,300
日信工業	400	1,320	528,000
トピー工業	2,000	196	392,000
ティラド	1,000	231	231,000
曙ブレーキ工業	800	742	593,600
タチエス	200	730	146,000
N O K	1,300	1,359	1,766,700
フタバ産業	500	402	201,000
カヤバ工業	2,000	284	568,000
プレス工業	1,000	196	196,000
カルソニックカンセイ	2,000	263	526,000
ケーヒン	600	1,418	850,800
アイシン精機	2,100	2,255	4,735,500
マツダ	9,000	222	1,998,000
ダイハツ工業	2,000	949	1,898,000
今仙電機製作所	100	1,067	106,700
本田技研工業	19,100	2,810	53,671,000

[次へ](#)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
スズキ	4,600	2,120	9,752,000	
富士重工業	7,000	363	2,541,000	
ヤマハ発動機	2,400	1,057	2,536,800	
ショーワ	600	524	314,400	
エクセディ	300	1,975	592,500	
豊田合成	600	2,710	1,626,000	
愛三工業	600	648	388,800	
エフ・シー・シー	400	1,527	610,800	
シマノ	900	3,690	3,321,000	
タカタ	400	1,679	671,600	
テイ・エス テック	500	1,777	888,500	
テルモ	1,600	4,610	7,376,000	
日機装	1,000	687	687,000	
島津製作所	3,000	637	1,911,000	
東京精密	400	1,203	481,200	
ニコン	4,000	1,740	6,960,000	
トプコン	700	393	275,100	
オリンパス	2,000	2,670	5,340,000	
タムロン	100	1,055	105,500	
HOYA	5,100	2,070	10,557,000	
ノーリツ鋼機	500	785	392,500	
エー・アンド・デイ	100	414	41,400	
日本電産コパル	400	1,193	477,200	
シチズンホールディングス	3,400	525	1,785,000	
セイコーホールディングス	1,000	199	199,000	
バンダイナムコホールディングス	2,400	951	2,282,400	
フランスベッドホールディングス	4,000	144	576,000	
パイロットコーポレーション	1	98,800	98,800	
トッパン・フォームズ	700	1,193	835,100	
フジシールインターナショナル	300	1,807	542,100	
タカラトミー	900	713	641,700	
アーク	1,100	77	84,700	
プロネクサス	100	654	65,400	
ウッドワン	1,000	274	274,000	
凸版印刷	7,000	844	5,908,000	
大日本印刷	7,000	1,189	8,323,000	
日本写真印刷	300	4,350	1,305,000	
アシックス	2,000	807	1,614,000	
ツツミ	200	2,260	452,000	
ローランド	400	963	385,200	
ヤマハ	1,900	984	1,869,600	
クリナップ	600	640	384,000	
ビジョン	100	3,370	337,000	
パラマウントベッド	400	1,995	798,000	
リンテック	500	1,684	842,000	
イトーキ	200	221	44,200	
任天堂	1,200	23,260	27,912,000	
タカラスタANDARD	1,000	538	538,000	
コクヨ	1,300	807	1,049,100	
岡村製作所	1,000	446	446,000	
美津濃	1,000	407	407,000	
アデランスホールディングス	400	1,096	438,400	
東京電力	14,100	2,240	31,584,000	
中部電力	7,600	2,070	15,732,000	
関西電力	9,300	2,010	18,693,000	
中国電力	3,300	1,883	6,213,900	
北陸電力	2,300	2,105	4,841,500	
東北電力	5,600	1,899	10,634,400	
四国電力	2,400	2,630	6,312,000	
九州電力	4,900	1,881	9,216,900	
北海道電力	2,100	1,758	3,691,800	
沖縄電力	100	5,040	504,000	
電源開発	1,600	2,700	4,320,000	
東京瓦斯	29,000	369	10,701,000	
大阪瓦斯	25,000	307	7,675,000	
東邦瓦斯	6,000	437	2,622,000	
西部瓦斯	3,000	250	750,000	
静岡瓦斯	500	691	345,500	

東武鉄道	9,000	520	4,680,000
相鉄ホールディングス	3,000	391	1,173,000
東京急行電鉄	12,000	409	4,908,000
京浜急行電鉄	6,000	737	4,422,000
小田急電鉄	7,000	756	5,292,000
京王電鉄	6,000	586	3,516,000
京成電鉄	3,000	544	1,632,000
富士急行	1,000	432	432,000
東日本旅客鉄道	4,200	6,020	25,284,000
西日本旅客鉄道	21	318,000	6,678,000
東海旅客鉄道	18	606,000	10,908,000
西日本鉄道	3,000	355	1,065,000
近畿日本鉄道	21,000	331	6,951,000
阪急阪神ホールディングス	15,000	404	6,060,000
南海電気鉄道	4,000	391	1,564,000
京阪電気鉄道	5,000	382	1,910,000
名古屋鉄道	9,000	282	2,538,000
日本通運	9,000	350	3,150,000
ヤマトホールディングス	5,000	1,427	7,135,000
山九	3,000	371	1,113,000
センコー	1,000	343	343,000
日本梱包運輸倉庫	1,000	979	979,000
日本石油輸送	1,000	199	199,000
福山通運	2,000	473	946,000
セイノーホールディングス	2,000	723	1,446,000
神奈川中央交通	1,000	522	522,000
日立物流	600	1,122	673,200
日本郵船	12,000	362	4,344,000
商船三井	12,000	572	6,864,000
川崎汽船	5,000	369	1,845,000
新和海運	1,000	253	253,000
乾汽船	200	708	141,600
飯野海運	1,000	440	440,000
第一中央汽船	2,000	228	456,000
全日本空輸	27,000	247	6,669,000
日本航空	32,000	114	3,648,000
日新	2,000	207	414,000
三菱倉庫	2,000	1,013	2,026,000
三井倉庫	1,000	314	314,000
住友倉庫	2,000	402	804,000
日本トランスシティ	1,000	303	303,000
上組	3,000	691	2,073,000
郵船航空サービス	300	1,161	348,300
近鉄エクスプレス	300	1,954	586,200
東海運	100	233	23,300
新日鉄ソリューションズ	300	1,709	512,700
ITホールディングス	800	1,233	986,400
コーエーテクモホールディングス	500	791	395,500
ドワンゴ	1	204,700	204,700
マクロミル	1	136,900	136,900
ティーガイア	3	165,800	497,400
インターネットイニシアティブ	1	231,000	231,000
ソネットエンタテインメント	1	187,600	187,600
パナソニック電工インフォメーションシステムズ	100	2,430	243,000
フェイス	3	11,860	35,580
野村総合研究所	1,100	2,135	2,348,500
シンプレクス・テクノロジー	2	44,000	88,000
フジ・メディア・ホールディングス	23	139,200	3,201,600
オービック	70	14,370	1,005,900
ヤフー	160	28,950	4,632,000
トレンドマイクロ	1,000	3,370	3,370,000
日本オラクル	300	3,930	1,179,000
フューチャーアーキテクト	1	36,850	36,850
オービックビジネスコンサルタント	100	4,450	445,000
伊藤忠テクノソリューションズ	300	2,670	801,000
アイティフォー	100	322	32,200
大塚商会	200	5,080	1,016,000
サイボウズ	1	38,600	38,600
ネットワンシステムズ	6	126,600	759,600
エイベックス・グループ・ホールディングス	400	825	330,000

日本ユニシス	500	778	389,000
兼松エレクトロニクス	100	866	86,600
東京放送ホールディングス	1,200	1,361	1,633,200
日本テレビ放送網	190	12,480	2,371,200
テレビ朝日	6	146,900	881,400
テレビ東京	100	2,395	239,500
スカパーJ S A Tホールディングス	19	40,500	769,500
イー・アクセス	12	64,600	775,200
日本電信電話	10,200	3,850	39,270,000
K D D I	34	490,000	16,660,000
光通信	300	1,793	537,900
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	214	134,900	28,868,600
インボイス	143	1,457	208,351
GMOインターネット	500	379	189,500
学研ホールディングス	2,000	273	546,000
ゼンリン	300	1,277	383,100
昭文社	400	618	247,200
角川グループホールディングス	200	2,055	411,000
インプレスホールディングス	400	244	97,600
松竹	1,000	788	788,000
東宝	1,600	1,447	2,315,200
東映	1,000	488	488,000
葵プロモーション	1,000	446	446,000
エヌ・ティ・ティ・データ	14	278,400	3,897,600
D T S	200	875	175,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	600	2,245	1,347,000
カブコン	500	1,635	817,500
住商情報システム	300	1,435	430,500
C S Kホールディングス	700	414	289,800
アイネス	500	763	381,500
T K C	300	1,829	548,700
富士ソフト	300	1,565	469,500
ソラン	100	460	46,000
日本システムディベロップメント	600	937	562,200
コナミ	1,000	1,756	1,756,000
J B C Cホールディングス	100	608	60,800
ソフトバンク	9,000	2,090	18,810,000
伊藤忠食品	100	3,150	315,000
双日	13,500	180	2,430,000
アルフレッサ ホールディングス	400	3,740	1,496,000
横浜冷凍	1,000	620	620,000
あい ホールディングス	300	323	96,900
ダイワボウホールディングス	2,000	354	708,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	100	541	54,100
日本コークス工業	1,000	110	110,000
J F E 商事ホールディングス	1,000	357	357,000
シップヘルスケアホールディングス	2	58,200	116,400
小野建	100	809	80,900
伯東	200	829	165,800
ナガイレーベン	300	2,025	607,500
菱食	200	2,420	484,000
松田産業	100	1,586	158,600
メディカルホールディングス	2,400	1,235	2,964,000
アドヴァン	500	587	293,500
アズワン	300	1,674	502,200
ドウシシャ	300	1,791	537,300
黒田電気	400	1,268	507,200
丸文	300	539	161,700
ハピネット	300	1,222	366,600
ガリバーインターナショナル	70	6,420	449,400
シークス	100	940	94,000
マクニカ	200	1,394	278,800
伊藤忠商事	17,000	622	10,574,000
丸紅	20,000	473	9,460,000
長瀬産業	1,000	1,049	1,049,000
蝶理	3,000	94	282,000
豊田通商	2,400	1,399	3,357,600
三共生興	1,200	234	280,800
兼松	6,000	78	468,000
三井物産	19,200	1,258	24,153,600
日本紙パルプ商事	2,000	342	684,000

日立ハイテクノロジーズ	700	1,782	1,247,400
山善	1,000	324	324,000
住友商事	13,400	937	12,555,800
内田洋行	1,000	289	289,000
三菱商事	16,600	1,994	33,100,400
キヤノンマーケティングジャパン	800	1,488	1,190,400
菱洋エレクトロ	700	760	532,000
ユアサ商事	3,000	95	285,000
阪和興業	2,000	343	686,000
岩谷産業	2,000	274	548,000
すてきなイスグループ	1,000	187	187,000
三愛石油	1,000	477	477,000
稲畑産業	1,000	353	353,000
東邦ホールディングス	500	1,275	637,500
サンゲツ	300	1,968	590,400
ミツウロコ	1,100	658	723,800
シナネン	1,000	477	477,000
伊藤忠エネクス	1,000	490	490,000
ザ・トーカイ	1,000	491	491,000
サンリオ	600	734	440,400
リョーサン	300	2,260	678,000
新光商事	200	741	148,200
三信電気	300	689	206,700
東陽テクニカ	500	838	419,000
モスフードサービス	300	1,503	450,900
加賀電子	400	920	368,000
ヤマタネ	1,000	152	152,000
トラスコ中山	400	1,386	554,400
オートバックスセブン	300	3,000	900,000
加藤産業	500	1,521	760,500
イエローハット	200	871	174,200
因幡電機産業	300	2,200	660,000
住金物産	1,000	201	201,000
ミスミグループ本社	700	1,677	1,173,900
スズケン	900	3,250	2,925,000
ローソン	700	4,020	2,814,000
カワチ薬品	200	1,912	382,400
エービーシー・マート	300	2,705	811,500
アスクル	300	1,812	543,600
ゲオ	4	93,200	372,800
ポイント	210	5,880	1,234,800
バル	50	1,892	94,600
エディオン	1,000	738	738,000
バルス	1	72,300	72,300
ハニーズ	220	667	146,740
アルペン	100	1,638	163,800
ビックカメラ	3	34,000	102,000
DCM Japanホールディングス	1,200	601	721,200
J・フロントリテイリング	5,000	496	2,480,000
ドトール・日レスホールディングス	400	1,290	516,000
マツモトキヨシホールディングス	500	2,075	1,037,500
ココカラファインホールディングス	100	2,290	229,000
三越伊勢丹ホールディングス	4,200	985	4,137,000
ブックオフコーポレーション	100	1,234	123,400
サークルKサンクス	600	1,279	767,400
日本調剤	20	1,892	37,840
セブン&アイ・ホールディングス	8,900	2,165	19,268,500
ツルハホールディングス	200	3,550	710,000
サンマルクホールディングス	100	2,705	270,500
カップ・クリエイト	200	2,110	422,000
ライトオン	300	804	241,200
良品計画	200	4,350	870,000
三城ホールディングス	600	745	447,000
コナカ	500	270	135,000
コジマ	400	445	178,000
コーナン商事	400	1,056	422,400
ワタミ	400	1,793	717,200
ドン・キホーテ	500	2,175	1,087,500
メガネトップ	100	1,524	152,400
西松屋チェーン	600	917	550,200
ゼンショー	700	628	439,600

ユニマットライフ	400	917	366,800
サイゼリヤ	400	1,753	701,200
ユニテッドアローズ	500	778	389,000
コロワイド	500	570	285,000
スギホールディングス	300	1,824	547,200
ファミリーマート	700	2,715	1,900,500
木曽路	100	2,000	200,000
千趣会	200	620	124,000
ケーヨー	300	443	132,900
日本瓦斯	200	1,510	302,000
ベスト電器	1,000	393	393,000
マルエツ	1,000	449	449,000
ロイヤルホールディングス	500	1,006	503,000
島忠	500	2,275	1,137,500
チヨダ	500	1,137	568,500
ライフコーポレーション	300	1,555	466,500
カスミ	1,000	448	448,000
AOKIホールディングス	500	896	448,000
コメリ	400	2,570	1,028,000
青山商事	600	1,518	910,800
しまむら	200	8,790	1,758,000
高島屋	3,000	682	2,046,000
丸善	1,000	93	93,000
松屋	400	682	272,800
エイチ・ツー・オー リテイリング	2,000	564	1,128,000
丸栄	1,000	144	144,000
ニッセンホールディングス	800	305	244,000
バルコ	700	803	562,100
丸井グループ	3,200	573	1,833,600
井筒屋	4,000	46	184,000
ダイエー	850	338	287,300
イオン	9,200	841	7,737,200
ユニー	2,000	646	1,292,000
イズミ	800	1,127	901,600
平和堂	400	1,207	482,800
フジ	300	1,796	538,800
ヤオコー	100	3,120	312,000
ゼビオ	200	2,040	408,000
ケーズホールディングス	400	2,650	1,060,000
ヤマダ電機	1,090	5,630	6,136,700
ニトリ	500	7,590	3,795,000
吉野家ホールディングス	7	106,500	745,500
プレナス	400	1,261	504,400
ミニストップ	300	1,303	390,900
アークス	100	1,378	137,800
パロー	600	792	475,200
ファーストリテイリング	400	14,520	5,808,000
サンドラッグ	400	2,310	924,000
ベルーナ	550	402	221,100
新生銀行	14,000	121	1,694,000
あおぞら銀行	9,000	112	1,008,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	129,700	485	62,904,500
りそなホールディングス	7,200	1,082	7,790,400
中央三井トラスト・ホールディングス	12,000	338	4,056,000
三井住友フィナンシャルグループ	11,900	3,250	38,675,000
第四銀行	3,000	335	1,005,000
北越銀行	2,000	157	314,000
西日本シティ銀行	8,000	214	1,712,000
札幌北洋ホールディングス	3,000	302	906,000
千葉銀行	9,000	541	4,869,000
横浜銀行	15,000	436	6,540,000
常陽銀行	8,000	402	3,216,000
群馬銀行	5,000	458	2,290,000
武蔵野銀行	300	2,570	771,000
千葉興業銀行	500	706	353,000
関東つくば銀行	900	299	269,100
東京都民銀行	500	1,382	691,000
七十七銀行	4,000	479	1,916,000
青森銀行	2,000	264	528,000
秋田銀行	2,000	333	666,000
山形銀行	1,000	432	432,000

岩手銀行	200	4,860	972,000
東邦銀行	2,000	329	658,000
東北銀行	1,000	145	145,000
みちのく銀行	2,000	200	400,000
ふくおかフィナンシャルグループ	9,000	343	3,087,000
静岡銀行	7,000	878	6,146,000
十六銀行	3,000	299	897,000
スルガ銀行	2,000	849	1,698,000
八十二銀行	4,000	497	1,988,000
山梨中央銀行	2,000	418	836,000
大垣共立銀行	2,000	310	620,000
福井銀行	2,000	284	568,000
北國銀行	2,000	346	692,000
滋賀銀行	2,000	544	1,088,000
南都銀行	2,000	467	934,000
百五銀行	2,000	434	868,000
京都銀行	4,000	774	3,096,000
三重銀行	2,000	267	534,000
ほくほくフィナンシャルグループ	15,000	197	2,955,000
広島銀行	6,000	342	2,052,000
山陰合同銀行	1,000	747	747,000
中国銀行	2,000	1,090	2,180,000
伊予銀行	2,000	797	1,594,000
百十四銀行	2,000	371	742,000
四国銀行	2,000	303	606,000
阿波銀行	2,000	482	964,000
鹿児島銀行	1,000	662	662,000
大分銀行	1,000	340	340,000
宮崎銀行	2,000	381	762,000
肥後銀行	2,000	515	1,030,000
佐賀銀行	2,000	271	542,000
十八銀行	2,000	247	494,000
沖縄銀行	200	3,030	606,000
琉球銀行	600	1,041	624,600
住友信託銀行	21,000	492	10,332,000
みずほ信託銀行	21,000	93	1,953,000
八千代銀行	100	2,555	255,500
みずほフィナンシャルグループ	163,800	174	28,501,200
紀陽ホールディングス	8,000	107	856,000
山口フィナンシャルグループ	2,000	899	1,798,000
長野銀行	1,000	197	197,000
名古屋銀行	2,000	359	718,000
愛知銀行	100	7,330	733,000
第三銀行	2,000	212	424,000
中京銀行	2,000	253	506,000
東日本銀行	1,000	184	184,000
愛媛銀行	2,000	242	484,000
みなと銀行	3,000	111	333,000
京葉銀行	2,000	445	890,000
関西アーバン銀行	3,000	114	342,000
栃木銀行	1,000	405	405,000
香川銀行	1,000	327	327,000
東和銀行	7,000	65	455,000
徳島銀行	1,000	337	337,000
福島銀行	1,000	54	54,000
池田泉州ホールディングス	3,700	410	1,517,000
SBIホールディングス	168	17,750	2,982,000
日本アジア投資	1,000	63	63,000
ジャフコ	400	2,775	1,110,000
大和証券グループ本社	17,000	473	8,041,000
野村ホールディングス	39,400	640	25,216,000
みずほ証券	6,000	321	1,926,000
みずほインベスターズ証券	6,000	99	594,000
岡三証券グループ	2,000	420	840,000
丸三証券	800	554	443,200
東洋証券	2,000	192	384,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	3,000	291	873,000
水戸証券	1,000	216	216,000
いちよし証券	600	622	373,200
松井証券	1,500	672	1,008,000
マネックスグループ	14	33,650	471,100

カブドットコム証券	4	100,900	403,600
極東証券	200	664	132,800
岩井証券	200	706	141,200
三井住友海上グループホールディングス	5,300	2,255	11,951,500
ソニーフィナンシャルホールディングス	8	267,700	2,141,600
日本興亜損害保険	8,000	520	4,160,000
損害保険ジャパン	11,000	583	6,413,000
ニッセイ同和損害保険	3,000	422	1,266,000
あいおい損害保険	5,000	420	2,100,000
富士火災海上保険	2,000	107	214,000
東京海上ホールディングス	9,600	2,435	23,376,000
T & Dホールディングス	3,150	2,390	7,528,500
クレディセゾン	1,900	1,102	2,093,800
セディナ	2,200	175	385,000
芙蓉総合リース	200	1,885	377,000
興銀リース	300	1,352	405,600
東京センチュリーリース	600	1,018	610,800
日本証券金融	1,000	707	707,000
アイフル	1,100	141	155,100
ポケットカード	600	235	141,000
武富士	1,460	361	527,060
リコーリース	200	1,920	384,000
イオンクレジットサービス	1,000	935	935,000
NISグループ	1,300	31	40,300
アコム	950	1,364	1,295,800
プロミス	1,050	656	688,800
ロプロ	700	23	16,100
ジャックス	1,000	221	221,000
日立キャピタル	500	1,144	572,000
オリックス	1,300	5,790	7,527,000
三菱UFJリース	570	2,795	1,593,150
日本駐車場開発	31	4,380	135,780
昭栄	400	745	298,000
野村不動産ホールディングス	700	1,537	1,075,900
ヒューリック	400	611	244,400
パーク24	1,200	1,067	1,280,400
三井不動産	10,000	1,577	15,770,000
三菱地所	15,000	1,443	21,645,000
平和不動産	1,500	303	454,500
東京建物	3,000	470	1,410,000
ダイビル	700	771	539,700
サンケイビル	600	688	412,800
東急不動産	4,000	409	1,636,000
住友不動産	6,000	1,734	10,404,000
東宝不動産	500	528	264,000
大京	2,000	245	490,000
テーオーシー	1,300	409	531,700
レオパレス21	1,400	685	959,000
フジ住宅	100	379	37,900
空港施設	1,000	541	541,000
明和地所	300	569	170,700
住友不動産販売	90	3,400	306,000
ゴールドクレスト	160	2,645	423,200
東栄住宅	300	1,004	301,200
東急リバブル	100	897	89,700
飯田産業	200	1,631	326,200
アーネストワン	400	963	385,200
イオンモール	1,000	1,927	1,927,000
リサ・パートナーズ	4	74,200	296,800
エヌ・ティ・ティ都市開発	14	79,800	1,117,200
サンフロンティア不動産	1	24,850	24,850
ランドビジネス	1	27,970	27,970
日本空港ビルデング	500	1,335	667,500
日本工営	1,000	282	282,000
アコーディア・ゴルフ	7	83,200	582,400
パソナグループ	4	67,800	271,200
テンプホールディングス	100	908	90,800
NECフィールドディング	300	1,385	415,500
総合警備保障	900	1,051	945,900
カカコム	2	312,000	624,000
アイロムホールディングス	17	4,950	84,150

セキュアード・キャピタル・ジャパン	1	92,000	92,000
ソネット・エムスリー	1	309,000	309,000
ディー・エヌ・エー	3	248,600	745,800
博報堂DYホールディングス	330	4,670	1,541,100
ぐるなび	1	217,100	217,100
パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス	7	63,000	441,000
イーピーエス	1	347,000	347,000
ケネディクス	7	42,100	294,700
電通	2,400	2,030	4,872,000
テイクアンドギヴ・ニーズ	8	11,500	92,000
イオンファンタジー	200	1,085	217,000
ネクシィーズ	12	3,240	38,880
みらかホールディングス	500	2,900	1,450,000
サニックス	600	174	104,400
オリエンタルランド	700	6,160	4,312,000
ダスキン	800	1,617	1,293,600
ラウンドワン	500	748	374,000
リゾートトラスト	400	1,091	436,400
ビー・エム・エル	200	2,435	487,000
もしもしホットライン	250	1,630	407,500
リソー教育	33	5,440	179,520
ユー・エス・エス	340	5,460	1,856,400
カルチュア・コンビニエンス・クラブ	1,100	563	619,300
フルキャストホールディングス	5	7,150	35,750
リゾートソリューション	1,000	143	143,000
エイチ・アイ・エス	300	1,908	572,400
ベンチャー・リンク	3,000	16	48,000
イチネンホールディングス	100	351	35,100
吉本興業	500	1,344	672,000
よみうりランド	1,000	308	308,000
東京都競馬	3,000	148	444,000
東京ドーム	2,000	281	562,000
トランス・コスモス	400	913	365,200
日本管財	300	1,673	501,900
セコム	2,300	4,310	9,913,000
メイテック	400	1,514	605,600
アサツー ディ・ケイ	500	1,899	949,500
応用地質	100	867	86,700
ベネッセホールディングス	900	4,010	3,609,000
イオンディライト	100	1,289	128,900
ニチイ学館	600	935	561,000
ダイセキ	400	1,984	793,600
合計			2,612,399,291

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	証券数	評価額(円)	備考
新株予約権証券	DOWAホールディングスワラント	3,000	87,000	-
合計	-	3,000	87,000	-

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(3)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しております。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(平成21年11月30日現在)

資産総額	2,475,199,582円
負債総額	13,320,208円
純資産総額(-)	2,461,879,374円
発行済数量	3,350,510,054口
1 単位当たり純資産額(/)	0.7348円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第3期 (平成11年10月16日～平成12年4月17日)	272,983,013	67,897,496
第4期 (平成12年4月18日～平成12年10月16日)	1,409,095,847	31,451,345
第5期 (平成12年10月17日～平成13年4月16日)	2,222,173,191	259,626,512
第6期 (平成13年4月17日～平成13年10月15日)	2,469,371,788	127,582,481
第7期 (平成13年10月16日～平成14年4月15日)	1,641,757,333	996,629,459
第8期 (平成14年4月16日～平成14年10月15日)	1,168,927,193	257,565,527
第9期 (平成14年10月16日～平成15年4月15日)	614,133,115	358,354,310
第10期 (平成15年4月16日～平成15年10月15日)	1,645,326,966	733,812,650
第11期 (平成15年10月16日～平成16年4月15日)	1,373,401,362	2,586,867,987
第12期 (平成16年4月16日～平成16年10月15日)	510,123,666	500,073,953
第13期 (平成16年10月16日～平成17年4月15日)	272,531,433	782,232,992
第14期 (平成17年4月16日～平成17年10月17日)	206,262,640	1,444,269,659
第15期 (平成17年10月18日～平成18年4月17日)	12,195,013,540	2,486,945,900
第16期 (平成18年4月18日～平成18年10月16日)	276,115,151	6,062,019,122
第17期 (平成18年10月17日～平成19年4月16日)	288,818,615	4,307,277,293
第18期 (平成19年4月17日～平成19年10月15日)	179,750,041	2,830,828,275
第19期 (平成19年10月16日～平成20年4月15日)	71,867,102	230,983,836
第20期 (平成20年4月16日～平成20年10月15日)	79,803,005	186,329,860
第21期 (平成20年10月16日～平成21年4月15日)	99,651,925	80,718,474
第22期 (平成21年4月16日～平成21年10月15日)	65,088,889	106,654,615

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成21年11月末日現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成21年11月末日現在）

発行済株式総数

61,560株（平成21年11月末日現在）

最近5年間における資本金の額の増減

平成17年10月31日 資本金を金1,248百万円から金1,998百万円へ増額

平成18年12月20日 資本金を金1,998百万円から金2,328百万円へ増額

平成21年5月29日 資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役会をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数はそれぞれ3名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役会は、監査役全員で組織され、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

コンプライアンス部モニタリング・チームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。

運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析すると共に、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

コンプライアンス部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成21年11月末日現在、委託会社の運用するファンドは71本、純資産総額は513,454百万円です(ただし、親投資信託を除きます。)

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	39,625百万円
	追加型	株式投資信託	47本	378,132百万円
私募	追加型	株式投資信託	23本	95,697百万円
合計			71本	513,454百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	* 2	2,154,472	* 2	1,768,033
前払費用		42,854		20,809
未収委託者報酬		3,406,055		1,129,811
未収運用受託報酬		201,729		87,545
未収投資助言報酬		197,166		266,854
未収収益		178,631		85,323
繰延税金資産		224,664		-
立替金	* 2	148,320	* 2	50,428
未収消費税等		-		51,466
為替予約		-		41,957
その他流動資産		2,624		12,964
流動資産合計		6,556,518		3,515,195
固定資産				
無形固定資産				
ソフトウェア	* 1	1,795	* 1	48,623
無形固定資産合計		1,795		48,623
投資その他の資産				
長期差入保証金		25,000		25,200
敷金		24,696		23,100
投資その他の資産合計		49,696		48,300
固定資産合計		51,492		96,924
資産合計		6,608,010		3,612,119

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	85,020	59,914
未払収益分配金	2,503	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	1,739,478	575,892
その他未払金	5,146	5,928
未払費用	* 2 1,585,202	* 2 1,200,116
未払法人税等	17,782	6,340
賞与引当金	69,967	79,648
未払消費税等	132,481	-
その他流動負債	3,956	-
流動負債合計	3,643,048	1,929,352
固定負債		
退職給付引当金	792,135	880,823
長期未払費用	310,355	189,912
固定負債合計	1,102,491	1,070,736
負債合計	4,745,539	3,000,088
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,328,000	2,328,000
資本剰余金		
資本準備金	1,080,000	1,080,000
資本剰余金合計	1,080,000	1,080,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,545,529	2,795,968
利益剰余金合計	1,545,529	2,795,968
株主資本合計	1,862,470	612,031
純資産合計	1,862,470	612,031
負債・純資産合計	6,608,010	3,612,119

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	13,122,698	8,885,526
運用受託報酬	882,950	414,943
投資助言報酬	240,231	295,004
その他営業収益	515,253	277,728
営業収益合計	14,761,134	9,873,202
営業費用		
支払手数料	6,260,708	4,248,615
広告宣伝費	719,517	224,220
公告費	245	1,160
調査費	145,596	143,673
委託調査費	1,164,143	944,269
情報機器関連費	* 1 278,223	* 1 221,823
委託計算費	47,466	40,729
通信費	9,025	13,448
印刷費	235,927	182,917
協会費	5,974	8,853
諸会費	1,085	953
諸経費	9,121	111,304
営業費用合計	8,877,035	6,141,969
一般管理費		
役員報酬	55,289	57,669
給料・手当	1,131,861	1,274,106
賞与	861,214	437,874
交際費	167,754	78,253
寄附金	10,261	10,500
旅費交通費	101,673	92,517
租税公課	22,206	22,696
不動産賃借料	321,205	341,325
退職給付費用	370,773	117,819
固定資産減価償却費	4,876	4,136
福利厚生費	* 1 300,086	361,650
業務委託費	* 1 1,501,143	* 1 1,105,512
退職金	7,703	18,703
諸経費	155,010	106,289
一般管理費合計	5,011,062	4,029,053
営業利益又は営業損失()	873,035	297,820
営業外収益		
その他	1,201	1,380
営業外収益合計	1,201	1,380
営業外費用		
為替差損	61,837	19,360
その他	9,340	1,269
営業外費用合計	71,177	20,629
経常利益又は経常損失()	803,060	317,069
特別損失		
投資有価証券売却損	-	371,564
割増退職金	-	163,860
確定拠出年金制度移行に伴う損失	-	89,608
その他の特別損失	-	78,024
特別損失合計	-	703,058
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	803,060	1,020,128
法人税、住民税及び事業税	4,135	5,647
法人税等調整額	224,664	224,664
法人税等合計	228,800	230,311
当期純利益又は当期純損失()	1,023,589	1,250,439

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,328,000	2,328,000
当期末残高	2,328,000	2,328,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,080,000	1,080,000
当期末残高	1,080,000	1,080,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,569,118	1,545,529
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 ()	1,023,589	1,250,439
当期変動額合計	1,023,589	1,250,439
当期末残高	1,545,529	2,795,968
株主資本合計		
前期末残高	838,881	1,862,470
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 ()	1,023,589	1,250,439
当期変動額合計	1,023,589	1,250,439
当期末残高	1,862,470	612,031
純資産合計		
前期末残高	838,881	1,862,470
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 ()	1,023,589	1,250,439
当期変動額合計	1,023,589	1,250,439
当期末残高	1,862,470	612,031

重要な会計方針

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	(1)無形固定資産 同左
2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法	時価法を採用しております。	同左
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。 (2)賞与引当金 支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（283,741千円）については15年による均等額を費用処理していましたが、平成18年3月期のリストラの実施による従業員の大量退職に伴い、終了部分に対応する金額（83,930千円）を一時償却したため、未処理額を残存年数により均等に費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（283,741千円）については15年による均等額を費用処理していましたが、平成18年3月期のリストラの実施による従業員の大量退職に伴い、終了部分に対応する金額（83,930千円）を一時償却したため、未処理額を残存年数により均等に費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
		(追加情報) 当社は、退職給付制度の見直しを行い、平成21年5月1日に、従来の適格年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度へ移行しております。なお、規定等の改定日が当事業年度中であることから、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年3月29日実務対応報告第2号）を適用して、退職給付制度の終了に伴い発生が見込まれる損失を「確定拠出年金制度移行に伴う損失」として特別損失に89,608千円を計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. その他財務諸表のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1)消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。なお、これに伴う当事業年度への損益の影響はありません。また、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>金融商品取引法の施行及び投資運用業等統一経理基準(旧 投資顧問業統一経理基準の制定について)の改正に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬および投資顧問(助言)契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ478,694千円、114,718千円であります。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託契約および投資顧問(助言)契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」および「投資助言報酬」はそれぞれ、929,495千円、222,752千円であります。</p> <p>なお、上記変更は、当該改正が当下半期に行われたため、当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方法によっております。</p>	

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 48,620 千円	1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 40,031 千円
2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 732,977 千円 立替金 1,480 千円 未払費用 241,209 千円	2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 654,799 千円 立替金 3,062 千円 未払費用 386,677 千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 5,480 千円 福利厚生費 4,211 千円 業務委託費 568,591 千円	1 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 13,151 千円 業務委託費 308,465 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	46,560	-	-	46,560

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	46,560	-	-	46,560

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)				当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)			
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計		器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	466,660	626,567	1,093,228千円	取得価額相当額	458,345	626,567	1,084,912千円
減価償却累計額相当額	295,793	239,674	535,467千円	減価償却累計額相当額	324,775	274,297	599,073千円
期末残高相当額	170,867	386,892	557,760千円	期末残高相当額	133,569	352,270	485,839千円
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
1年以内				1年以内			
110,667千円				101,449千円			
1年超				1年超			
565,821千円				469,698千円			
合計				合計			
676,488千円				571,148千円			
支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額				支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料				支払リース料			
81,324千円				97,089千円			
減価償却費相当額				減価償却費相当額			
63,511千円				68,479千円			
支払利息相当額				支払利息相当額			
7,219千円				6,249千円			
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
利息相当額の算定方法				利息相当額の算定方法			
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

（有価証券関係）

当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
売却額（千円）	-	128,435
売却益の合計額（千円）	-	-
売却損の合計額（千円）	-	371,564

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
(1) 取引の内容及び利用目的等 当社は通常の取引範囲における外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために為替予約取引を行っております。	(1) 取引の内容及び利用目的等 同左
(2) 取引に対する取組方針 当社は外貨建取引に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。	(2) 取引に対する取組方針 同左
(3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、為替予約取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の不履行によるいわゆる信用リスクは限定的と判断しております。	(3) 取引に係るリスクの内容 同左
(4) 取引に係るリスク管理体制 為替予約取引の実行及び管理は、経理部が行っており、取引結果については経理部が定期的に取締役及び各部長に報告することにより取引状況の管理が行われております。	(4) 取引に係るリスク管理体制 同左

2 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

前事業年度（平成20年3月31日現在）

(1) 通貨関連

種類	契約額等（千円）	契約額等のうち一年超 （千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
為替予約取引				
売建	-	-	-	-
買建	485,662	-	481,705	3,956
合計	485,662	-	481,705	3,956

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

当事業年度（平成21年3月31日現在）

(1) 通貨関連

種類	契約額等（千円）	契約額等のうち一年超 （千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
為替予約取引				
売建	-	-	-	-
買建	631,357	-	673,315	41,957
合計	631,357	-	673,315	41,957

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

（退職給付関係）

（単位：千円）

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																		
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の退職金制度を有しております。平成4年12月より、この退職金制度の100%について適格退職年金制度を採用しております。また、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の退職金制度を有しております。平成4年12月より、この退職金制度の100%について適格退職年金制度を採用しております。また、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。 当社は、退職給付制度を見直し、平成21年5月より適格退職年金制度に代えて、退職一時金制度と確定拠出年金制度に移行することとしました。</p>																																		
<p>2. 退職給付債務に関する事項（平成20年3月31日）</p> <table border="1"> <tr><td>(1)退職給付債務</td><td>280,690</td></tr> <tr><td>(2)年金資産</td><td>104,118</td></tr> <tr><td>(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)</td><td>176,571</td></tr> <tr><td>(4)会計基準変更時差異の未処理額</td><td>67,133</td></tr> <tr><td>(5)未認識数理計算上の差異</td><td>5,852</td></tr> <tr><td>(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)</td><td>115,291</td></tr> <tr><td>(7)特別退職慰労引当金</td><td>676,844</td></tr> <tr><td>(8)退職給付引当金 (6)+(7)</td><td>792,135</td></tr> </table>	(1)退職給付債務	280,690	(2)年金資産	104,118	(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	176,571	(4)会計基準変更時差異の未処理額	67,133	(5)未認識数理計算上の差異	5,852	(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	115,291	(7)特別退職慰労引当金	676,844	(8)退職給付引当金 (6)+(7)	792,135	<p>2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日）</p> <table border="1"> <tr><td>(1)退職給付債務</td><td>399,679</td></tr> <tr><td>(2)年金資産</td><td>212,231</td></tr> <tr><td>(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)</td><td>187,448</td></tr> <tr><td>(4)会計基準変更時差異の未処理額</td><td>49,253</td></tr> <tr><td>(5)未認識数理計算上の差異</td><td>40,355</td></tr> <tr><td>(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)</td><td>97,839</td></tr> <tr><td>(7)特別退職慰労引当金</td><td>693,375</td></tr> <tr><td>(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失</td><td>89,608</td></tr> <tr><td>(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)</td><td>880,823</td></tr> </table> <p>平成21年5月の、適格退職年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度への移行に伴う発生する損失見積り額を、退職給付引当金として計上しています。</p>	(1)退職給付債務	399,679	(2)年金資産	212,231	(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	187,448	(4)会計基準変更時差異の未処理額	49,253	(5)未認識数理計算上の差異	40,355	(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	97,839	(7)特別退職慰労引当金	693,375	(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608	(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)	880,823
(1)退職給付債務	280,690																																		
(2)年金資産	104,118																																		
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	176,571																																		
(4)会計基準変更時差異の未処理額	67,133																																		
(5)未認識数理計算上の差異	5,852																																		
(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	115,291																																		
(7)特別退職慰労引当金	676,844																																		
(8)退職給付引当金 (6)+(7)	792,135																																		
(1)退職給付債務	399,679																																		
(2)年金資産	212,231																																		
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	187,448																																		
(4)会計基準変更時差異の未処理額	49,253																																		
(5)未認識数理計算上の差異	40,355																																		
(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	97,839																																		
(7)特別退職慰労引当金	693,375																																		
(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608																																		
(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)	880,823																																		
<p>3. 退職給付費用に関する事項 (自平成19年4月1日至平成20年3月31日)</p> <table border="1"> <tr><td>(1)勤務費用</td><td>108,222</td></tr> <tr><td>(2)利息費用</td><td>8,723</td></tr> <tr><td>(3)期待運用収益（減算）</td><td>1,117</td></tr> <tr><td>(4)会計基準変更時差異の費用処理額</td><td>9,590</td></tr> <tr><td>(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）</td><td>235,633</td></tr> <tr><td>(6)数理計算上の差異の費用処理額</td><td>9,721</td></tr> </table>	(1)勤務費用	108,222	(2)利息費用	8,723	(3)期待運用収益（減算）	1,117	(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,590	(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	235,633	(6)数理計算上の差異の費用処理額	9,721	<p>3. 退職給付費用に関する事項 (自平成20年4月1日至平成21年3月31日)</p> <table border="1"> <tr><td>(1)勤務費用</td><td>111,906</td></tr> <tr><td>(2)利息費用</td><td>8,141</td></tr> <tr><td>(3)期待運用収益（減算）</td><td>2,344</td></tr> <tr><td>(4)会計基準変更時差異の費用処理額</td><td>9,379</td></tr> <tr><td>(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）</td><td>5,746</td></tr> <tr><td>(6)数理計算上の差異の費用処理額</td><td>3,516</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>117,819</td></tr> <tr><td>(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失</td><td>89,608</td></tr> <tr><td>(8)割増退職金</td><td>163,860</td></tr> <tr><td>(9)その他</td><td>15,170</td></tr> <tr><td>計</td><td>386,458</td></tr> </table>	(1)勤務費用	111,906	(2)利息費用	8,141	(3)期待運用収益（減算）	2,344	(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,379	(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	5,746	(6)数理計算上の差異の費用処理額	3,516	退職給付費用	117,819	(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608	(8)割増退職金	163,860	(9)その他	15,170	計	386,458
(1)勤務費用	108,222																																		
(2)利息費用	8,723																																		
(3)期待運用収益（減算）	1,117																																		
(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,590																																		
(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	235,633																																		
(6)数理計算上の差異の費用処理額	9,721																																		
(1)勤務費用	111,906																																		
(2)利息費用	8,141																																		
(3)期待運用収益（減算）	2,344																																		
(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,379																																		
(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	5,746																																		
(6)数理計算上の差異の費用処理額	3,516																																		
退職給付費用	117,819																																		
(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608																																		
(8)割増退職金	163,860																																		
(9)その他	15,170																																		
計	386,458																																		
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table border="1"> <tr><td>(1)退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr><td>(2)割引率</td><td>2.10%</td></tr> <tr><td>(3)期待運用収益率</td><td>1.50%</td></tr> <tr><td>(4)数理計算上の差異の処理年数</td><td>5年</td></tr> <tr><td>(5)会計基準変更時差異の処理年数</td><td>15年</td></tr> </table>	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	2.10%	(3)期待運用収益率	1.50%	(4)数理計算上の差異の処理年数	5年	(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table border="1"> <tr><td>(1)退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr><td>(2)割引率</td><td>2.20%</td></tr> <tr><td>(3)期待運用収益率</td><td>1.40%</td></tr> <tr><td>(4)数理計算上の差異の処理年数</td><td>5年</td></tr> <tr><td>(5)会計基準変更時差異の処理年数</td><td>15年</td></tr> </table>	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	2.20%	(3)期待運用収益率	1.40%	(4)数理計算上の差異の処理年数	5年	(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年														
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																		
(2)割引率	2.10%																																		
(3)期待運用収益率	1.50%																																		
(4)数理計算上の差異の処理年数	5年																																		
(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年																																		
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																		
(2)割引率	2.20%																																		
(3)期待運用収益率	1.40%																																		
(4)数理計算上の差異の処理年数	5年																																		
(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年																																		

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
賞与引当金損金算入否認額 41,381 千円	賞与引当金損金算入否認額 32,417 千円
未払費用否認額 767,641 千円	未払費用否認額 565,741 千円
未払事業税 7,122 千円	未払事業税 216 千円
退職給付引当金損金算入否認額 306,701 千円	退職給付引当金損金算入否認額 358,495 千円
繰越欠損金 533,102 千円	繰越欠損金 1,010,937 千円
その他 17,202 千円	その他 7,169 千円
繰延税金資産小計 1,673,149 千円	繰延税金資産合計 1,974,977 千円
評価性引当金 1,448,485 千円	評価性引当金 1,974,977 千円
繰延税金資産合計 224,664 千円	繰延税金資産合計 -
繰延税金資産の純額 224,664 千円	繰延税金資産の純額 -
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
(調整)	(調整)
交際費否認額 13.7%	交際費否認額 3.1%
役員賞与否認額 8.4%	役員賞与否認額 2.0%
評価性引当金 92.3%	評価性引当金 51.6%
住民税均等割 0.5%	住民税均等割 0.6%
その他 1.5%	その他 7.1%
税効果会計適用後の法人税の負担率 27.8%	税効果会計適用後の法人税の負担率 22.6%

関連当事者情報

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 等の 被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,357,824 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	なし	資金預入, サービスの 提供	*1 資金の預入 *2 マネージメントサービス *3 IT, 管理部門 サービス	- 484,665 89,406	預金 未払費用	732,977 241,209

2 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 等の 被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	63,728 百万円	証券業	なし	1名	サービスの 提供	*3 IT, 管理部門サービス	601,601	未払費用	468,476
親会社の子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツ フランクフルト	5,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	なし	投資一任、 助言契約 サービスの 提供	*6 委託調査	549,527	未払費用	145,615
親会社の子会社	RREEF Limited	英国 ロンドン	1,822 千ポンド	投資 運用業	なし	なし	投資一任、 助言契約 サービスの 提供	*5 その他営業 収益	133,146	未収収益	84,329
親会社の子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニューヨーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	なし	投資一任、 助言契約 サービスの 提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬 *5 その他営業 収益	31,891 94,020 59,798	未収収益	138,601
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資 運用業	なし	なし	投資一任、 助言契約 サービスの 提供	*4 投資助言報酬 *4 運用受託報酬	81,784 26,495	未収収益	111,000

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- * 1 当座預金口座を開設しております。
- * 2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- * 3 当該会社とのサービス契約ないし当局の承認に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- * 4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された運用受託報酬、投資助言報酬を受取っております。
- * 5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- * 6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,461,399 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメントサービス *3 IT、管理部門サービス	267,087 54,530	預金 未払費用	654,799 - 386,677

（イ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*3 IT、管理部門 サービス	607,419	未払費用	160,901
親会社の 子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツ フランクフルト	5,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*6 委託調査	416,588	未払費用	142,985
親会社の 子会社	RREEF Limited	英国 ロンドン	1,822 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 その他営業収 益	52,025	-	-
親会社の 子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニュー ヨーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬	65,872 60,622	未収収益	139,804
親会社の 子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 投資助言報酬	113,891	未収収益	97,433
親会社の 子会社	ドイツ銀不動産有限会社	東京都 千代田区	46 百万円	サービス 業	なし	サービスの提供	*6 不動産賃借料 *2 マネージメントサービス	333,276 58,096	-	-
親会社の 子会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ニュー ヨーク	10 ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬 *5 その他営業収 益 *3 IT、管理部門 サービス *6 委託調査	32,296 40,251 47,922 55,937 173,217	未収収益 未払費用	99,424 90,707
親会社の 子会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミ ントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 その他営業収 益	104,590	-	-

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	中国香港特別行政区	238,600 千香港ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供 役員の兼任	*4 投資助言報酬	54,317	-	-
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Australia) Limited	オーストラリアシドニー	23,000 千豪ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*5 その他営業収益	56,804	-	-
親会社の子会社	RREEF Management L.L.C.	米国ウィルミントン	1 千ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	33,244	-	-
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール	96,700 千SGドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*6 委託調査	49,951	-	-
親会社の子会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルグ	30,677 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*4 運用受託報酬	82,580	-	-
親会社の子会社	D W S Investment GmbH	ドイツフランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	33,216	未払費用	46,926
親会社の子会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツフランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*6 委託調査	52,417	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- * 1 当座預金口座を開設しております。
- * 2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- * 3 当該会社とのサービス契約ないし当局の承認に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- * 4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された運用受託報酬、投資助言報酬を受取っております。
- * 5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- * 6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		3,287,894
前払費用		15,208
未収入金	1	2,028
未収委託者報酬		1,551,802
未収運用受託報酬		109,067
未収投資助言報酬		121,109
未収収益		80,815
立替金		55,119
その他流動資産		527
流動資産計		5,223,573
固定資産		
無形固定資産	2	43,299
投資その他の資産		25,369
固定資産計		68,669
資産合計		5,292,242
負債の部		
流動負債		
預り金		71,319
未払金		
未払収益分配金		3
未払償還金		1,508
未払手数料		806,643
その他未払金		5,801
未払費用		1,650,753
未払法人税等		12,520
賞与引当金		176,373
その他流動負債		18,986
流動負債計		2,743,910
固定負債		
退職給付引当金		915,865
長期未払費用		149,616
固定負債計		1,065,482
負債合計		3,809,393
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		3,425,150
利益剰余金計		3,425,150
株主資本計		1,482,849
純資産合計		1,482,849
負債・純資産合計		5,292,242

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自 平成21年4月1日
		至 平成21年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		2,925,741
運用受託報酬		130,156
投資助言報酬		96,179
その他営業収益		118,900
営業収益計		3,270,977
営業費用		
支払手数料		1,434,922
その他営業費用		551,593
営業費用計		1,986,515
一般管理費	1	1,729,132
営業損失()		444,670
営業外収益	2	8,315
営業外費用	3	17,180
経常損失()		453,535
特別損失	4	172,740
税引前中間純損失()		626,276
法人税、住民税及び事業税		2,905
法人税等合計		2,905
中間純損失()		629,181

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,328,000
当中間期変動額	
新株発行による増加	750,000
当中間期変動額合計	750,000
当中間期末残高	3,078,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,080,000
当中間期変動額	
新株発行による増加	750,000
当中間期変動額合計	750,000
当中間期末残高	1,830,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,795,968
当中間期変動額	
中間純損失()	629,181
当中間期変動額合計	629,181
当中間期末残高	3,425,150
株主資本合計	
前期末残高	612,031
当中間期変動額	
新株発行による増加	1,500,000
中間純損失()	629,181
当中間期変動額合計	870,818
当中間期末残高	1,482,849
純資産合計	
前期末残高	612,031
当中間期変動額	
新株発行による増加	1,500,000
中間純損失()	629,181
当中間期変動額合計	870,818
当中間期末残高	1,482,849

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 当社は、退職給付制度の見直しを行い、平成21年5月1日に、従来の適格年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度へ移行しております。なお、規定等の改定日が前事業年度中であることから、前事業年度において「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年3月29日実務対応報告第2号）を適用して、退職給付制度の終了に伴い発生が見込まれる損失を「確定拠出年金制度移行に伴う損失」として特別損失に89,608千円を計上しております。また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
1 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動資産の「未収入金」として表示しております。	
2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
ソフトウェア 45,355千円	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1 減価償却実施額 無形固定資産	5,323千円
2 営業外収益の主要項目 雑益	7,373千円
3 営業外費用の主要項目 為替差損	17,180千円
4 特別損失の主要項目 割増退職金	172,740千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	46,560	15,000	-	61,560

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	451,586 千円	626,567 千円	1,078,153 千円
減価償却累計額相当額	332,937 千円	290,077 千円	623,015 千円
中間期末残高相当額	118,649 千円	336,489 千円	455,138 千円
2. 未経過リース料中間期末残高相当額			
1年以内		97,241 千円	
1年超		515,193 千円	
合計		612,435 千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		44,757 千円	
減価償却費相当額		29,615 千円	
支払利息相当額		2,927 千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

通貨関連

種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
為替予約取引			
売建	-	-	-
買建	931,868	913,024	18,844
合計	931,868	913,024	18,844

(注) 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり純資産額	24,087 円87銭
1株当たり中間純損失金額	11,075 円98銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記述して
おりません。

2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
中間純損失(千円)	629,181
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純損失(千円)	629,181
期中平均株式数	56,806

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟その他重要事項

本書提出日現在、委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

受託会社

名称 住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（平成21年9月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成21年9月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,263,000百万円 （平成21年9月末日現在）	銀行法に基づき、日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 （平成21年9月末日現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
いちよし証券株式会社	14,577百万円 （平成21年9月末日現在）	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 （平成21年10月1日現在）	
楽天証券株式会社	7,477百万円 （平成21年9月末日現在）	
アイエヌジー生命保険株式会社	32,400百万円 （平成22年1月1日現在）	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

新規申込みの取扱いを行いません。

投資顧問会社

名称 ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社
 資本金の額 360百万円（平成21年11月末日現在）
 事業の内容 内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営むとともに、金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限を委任され、当ファンドの運用指図等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙及び裏表紙に、(i)委託会社の名称、本店の所在地及びロゴマーク、()申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、()ファンドの形態及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。
- (2) 目論見書の巻末に、用語の解説を添付することがあります。
- (3) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「交付目論見書の概要」等として、交付目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (4) 交付目論見書の巻末に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (7) 目論見書は目論見書の別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (8) 交付目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成及び当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。
- (9) ファンドの運用状況に関する情報を、日次、週次、月次などのデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、当該実績は過去のものであり、将来の投資成果等を約束するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されます。
- (10) 投信評価機関、投信評価会社等からのファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (11) 以下の趣旨の事項の全部または一部を目論見書の表紙裏に記載することがあります。

投資信託は、株式・債券など値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

投資信託は、預金保険の対象または保険契約者保護機構の保護対象にはなりません。

登録金融機関を通じて購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。

投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証及び利回り保証をするものではありません。

投資信託の購入者は、投資した資産の減少を含むリスク（元本割れリスク）を負います。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月18日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）の平成21年4月16日から平成21年10月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）の平成21年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月23日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 林 秀行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月15日から平成21年5月31日までを払込期間とする第三者割当増資を行い、平成21年5月29日に払込を完了した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年4月より事業の効率化、人員の適正配置を進めており、平成22年3月期に割増退職金として約130百万円を特別損失として計上する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 林 秀 行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月3日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）の平成20年10月16日から平成21年4月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）の平成21年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 林 秀行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。